

第3回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号（12月4日）	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	9
議事日程の報告.....	10
会議録署名議員の指名.....	10
会期の決定.....	10
町長の説明.....	10
報告第13号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	17
議案第13号、議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	18
議案第15号、議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	20
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	21
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	24
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	25
議案第20号、議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	28
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	30
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	31
議案第24号、議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	32
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	34
福島県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙.....	35

請願・陳情について.....	37
休会について.....	37
散会の宣告.....	37

第 2 号 (12月6日)

議事日程.....	39
本日の会議に付した事件.....	39
出席議員.....	39
欠席議員.....	39
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	39
事務局職員出席者.....	40
開議の宣告.....	41
一般質問.....	41
根本重郎君.....	41
柳沼俊行君.....	50
渡辺定己君.....	61
木原秀男君.....	65
円谷寛君.....	78
今泉文克君.....	93
議事日程の報告.....	104
常任委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、採決.....	105
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	107
議事日程の追加.....	108
意見書案第3号及び第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	108
意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	110
閉議の宣告.....	111
町長あいさつ.....	112
閉会の宣告.....	112
署名議員.....	113

鏡石町告示第39号

第3回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年11月30日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成19年12月4日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	深谷	莊一	君	2番	今駒	英樹	君
3番	渡辺	定己	君	4番	今駒	隆幸	君
5番	根本	重郎	君	6番	大河原	正雄	君
7番	柳沼	俊行	君	8番	今泉	文克	君
9番	仲沼	義春	君	10番	木原	秀男	君
11番	菊地	栄助	君	12番	小貫	良巳	君
13番	円谷	寛	君	14番	円谷	寅三郎	君

不応招議員（なし）

平成19年第3回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成19年12月4日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の説明
- 日程第 4 報告第13号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 5 議案第13号 政治倫理の確立のための鏡石町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第14号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第16号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第17号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第18号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第19号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第20号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第21号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第22号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第23号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第24号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第25号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第26号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第19 福島県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙
- 日程第20 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	深谷 莊一 君	2番	今駒 英樹 君
3番	渡辺 定己 君	4番	今駒 隆幸 君
5番	根本 重郎 君	6番	大河原 正雄 君
7番	柳沼 俊行 君	8番	今泉 文克 君
9番	仲沼 義春 君	10番	木原 秀男 君
11番	菊地 栄助 君	12番	小貫 良巳 君
13番	円谷 寛 君	14番	円谷 寅三郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	副 町 長	大河原 直博 君
総務課長	木 賊 正 男 君	税務参事兼民課長	角 田 勝 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産業課長兼農務局長	面 川 廣 見 君
都市建設課長	椎 野 優 偉 君	上下水道課長	小 林 政 次 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 課 長	遠 藤 栄 作 君
会計管理者兼出納室長	八 卷 司 君	教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 筈 君
選挙管理委員会委員長	曾 根 巧 君	農 業 委 員 会 長	會 田 栄 夫 君
監 査 委 員	中 西 勉 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大河原 久美子
-------------	-------	---------	---------

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（仲沼義春君） おはようございます。

ただいまから第3回鏡石町議会定例会を開会します。

開議の宣告

議長（仲沼義春君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議会運営委員長報告

議長（仲沼義春君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） おはようございます。

第3回鏡石町議会定例会会期予定票（案）

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

諸般の報告

議長（仲沼義春君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、中西勉君。

〔監査委員 中西 勉君 登壇〕

監査委員（中西 勉君） おはようございます。

例月出納検査並びに定期監査の報告を申し上げます。

まず、8月分の例月出納検査報告を申し上げます。

- 1、検査の対象、平成19年8月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。
- 2、実施年月日、平成19年9月25日火曜日、午前10時から午前11時38分。
- 3、実施場所、議会会議室。
- 4、出席者職氏名、会計管理者兼室長、上下水道課長外2名。
- 5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務につ

いて、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成19年8月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

次に、9月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成19年9月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成19年10月25日木曜日、午前9時58分から午前11時57分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼室長、上下水道課長外2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成19年9月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

続いて、10月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成19年10月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成19年11月26日月曜日、午前10時から午前11時40分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼室長外2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成19年9月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

引き続きまして、定期監査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成19年度各課の所管事務執行状況。

2、実施検査年月日、平成19年10月2日火曜日から10月5日金曜日までの4日間。

3、実施場所、議会会議室。

5、出席者職氏名は以下に記載のとおりでございます。

6、検査の手續、平成19年度各課の所管事務について、財務に関する事務の執行が、適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き検査を実施いたしました。

7、監査の結果、各課ともに異常は認められませんでした。

以上のとおりご報告いたします。

議長（仲沼義春君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、1番、深谷莊一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷莊一君 登壇〕

1番（須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷莊一君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会定例会の報告をいたします。

須賀川地方広域消防組合議会定例会は、去る10月15日月曜日、須賀川消防署本署会議室におきまして、午後1時30分より平成19年10月定例会を開きました。

議事日程第1号 議席の指定で、石川、浅川町の改選で大野峯、5番、石川町、関根守16番、浅川町、それに平田村、澤村和明、6番を指定し、第2、副議長の選挙で大野峯、5番、石川町議員を選出をしました。

第3、会期の決定を1日限りとし、第4、会議録署名議員の指名で、1番、石森春男、2番、岡部勝良議員を指名し、第5、議案第9号 須賀川地方広域消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、須賀川地方広域消防組合規約第13条第2項の規定により、議会の同意を求めるもので、岩瀬郡鏡石町中町562番、木賊政雄鏡石町長を選任いたしました。

第6、報告第1号 平成18年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算については、配付資料のとおりであります。

以上で、須賀川地方広域消防組合議会の報告を終わります。

議長（仲沼義春君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、5番、根本重郎君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君 登壇〕

5番（須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君） 須賀川地方保健環境組合議会の報告を申し上げます。

議事日程第1号、平成19年10月10日水曜日、午後1時30分開議。

第1、会期の決定、1日限り。

第2、会議録署名議員の指名、5番、鈴木忠夫、6番、鈴木正勝、7番、橋本健二の各議員であります。

第3、報告第2号 平成18年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算については、お手元の資料のとおりであります。全会一致で承認されました。

第4、議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、お手元の資料の一番最後のページ、16ページにあります。組合議会議員のうちから選任、天栄村大字白子字東原3番地、兼子司氏、昭和21年8月14日生まれ、2、識見を有する者のうちから選任、須賀川市台25番地6、岩崎廣實氏、昭和15年9月2日。

以上で報告は終わります。

議長（仲沼義春君） 次に、公立岩瀬病院組合議会議員、11番、菊地栄助君。

〔公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君 登壇〕

11番（公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君） 平成19年9月公立岩瀬病院組合の定例会の報告をいたします。

平成19年9月26日、午後3時、会議を開きました。

第1、会期の決定は1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、報告第2号 平成18年度公立岩瀬病院組合病院事業会計決算については、報告のとおり承認をいたしました。

第4、議案第5号 公立岩瀬病院診療費及び使用料手数料条例の一部を改正する条例であります。会計日を月2回から1回に改正するものであります。議案のとおり決定しております。

議案第6号 平成19年度公立岩瀬病院組合病院事業会計補正予算であります。建設改良費の補正でありまして、議案のとおり可決しております。

以上をもって報告といたします。

議長（仲沼義春君） 次に、県中地域水道用水供給企業団議会議員、1番、深谷荘一君。

〔県中地域水道用水供給企業団議会議員 深谷荘一君 登壇〕

1番（県中地域水道用水供給企業団議会議員 深谷荘一君） 県中地域水道用水供給企業団議会臨時会の報告をいたします。

去る11月1日木曜日、石川地方生活環境施設組合2階会議室におきまして、午前11時15分より、平成19年第3回県中地域水道用水供給企業団議会臨時会を開きました。

議会開会前に、議長が欠員となっておりますので、廣瀬吉彦副議長が議長職を務めて開会いたしました。

日程第1、議席の指定を行い、石川町並びに浅川町の新たに企業団議会議員が選出され、石川町、7番、瀬谷京子議員、8番、矢吹重光議員、浅川町、13番、水野秀一議員、14番、江田久男議員を指定し、日程第2、会議録署名議員の指名で、11番、高橋七重議員、12番、上遠野健之助議員を指名しました。

日程第3、会期の決定は1日限りとし、日程第4、議長選挙を行いました。選挙の方法に

つきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により石川町議会議員の矢吹重光議員を異議なしと認め、議長に指名することに決定しました。

日程第5、諸般の報告では、加納武夫企業長による説明を受け、現在、今出ダム利水にかかわる代替案の作成や、事業再評価などの事務を進める一方、地元住民との協議を重ねているところであり、企業団にはまだまだ課題が山積しておりますが、一つ一つ丁寧に解決していくとのことであると報告がありました。

以上で県中地域水道用水供給企業団議会臨時会の報告を終わります。

議長（仲沼義春君） 郡山地方広域市町村圏組合議会報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、常任委員会所管事務調査の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、7番、柳沼俊行君。

〔総務文教常任委員長 柳沼俊行君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 柳沼俊行君） 総務文教常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

〔以下、「総務文教常任委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

議長（仲沼義春君） 次に、産業厚生常任委員長、5番、根本重郎君。

〔産業厚生常任委員長 根本重郎君 登壇〕

5番（産業厚生常任委員長 根本重郎君） ご報告申し上げます。

〔以下、「産業厚生常任委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

議長（仲沼義春君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

招集者あいさつ

議長（仲沼義春君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

第3回町議会定例会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、師走の公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、報告1件、議案6件、補正予算8件の合わせまして15件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして議決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりごあいさついたします。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付けたとおりであります。よろしくようお願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（仲沼義春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に11番、菊地栄助君、12番、小貫良巳君、13番、円谷寛君を指名いたします。

会期の決定

議長（仲沼義春君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月7日までの4日間といたしたいと思えます。

これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は4日間と決しました。

町長の説明

議長（仲沼義春君） 日程第3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日、ここに第3回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営と提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町制施行45周年の節目の年となりました平成19年も残り20日余りとなりましたが、ことは消費期限切れ原料を使用していた不二家問題、北海道の代表的なお土産の一つ「白い恋人」の賞味期限改ざん、伊勢市の和菓子メーカー「赤福」の不正表示など、食の安全が大きく揺らいだ年となり、また夏には地球温暖化の影響から埼玉県熊谷市において、観測史上最高気温となる40.9度を記録するなど、猛暑が記憶に残る1年ではなかったかと思えます。

さて、内閣府は11月27日の月例経済報告において、我が国経済について、「景気は、このところ一部に弱さが見られるものの回復している」との基調判断を示しました。その背景には、企業収益は改善し、設備投資は弱い動きが見られるものの基調として増加しており、雇用情勢も厳しさが残る中で改善に足踏みが見られ、個人消費はおおむね横ばいとなり、住宅建設については減少し、さらに輸出は増加、生産は持ち直していることを要因と見ています。

また、経済の先行きについては、企業部門の好調さが持続し、これが家計部門へ波及し、国内民間需要に支えられた景気回復が続くものと見込んでいます。

一方、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動や原油価格の動向が内外経済に与える影響等には、留意する必要があると報告されました。

国政においては、9月12日に政権発足からわずか1年で安倍晋三首相が辞任というニュースが大きく流れましたが、9月25日には第91代首相として福田康夫氏が就任、福田新内閣が発足いたしました。福田首相は、就任記者会見で今回の新内閣を信頼回復に向けた「背水の陣内閣」と位置づけ、参議院の与野党逆転を踏まえ、インド洋での海上自衛隊の給油活動継続や年金問題などの安保政策、社会保障制度改革をめぐり、野党との協調姿勢を示されました。

また、10月1日に開かれた衆参両院の本会議では、就任後初の所信表明演説を行い、「野党と誠意を持って話し合いながら国政を進めていく」と表明し、構造改革については、改革路線を継続しつつ、地域間格差など「生じた問題には処方せんを講じていく」と述べ、国民生活の安全・安心を重視したぬくもりのある政治への転換や自立と共生に基づく希望と安心の国づくりを進めることを表明いたしました。

特に、格差問題は小泉政権下で推進されてきた構造改革路線の弊害であるとの論調も強まってきていると言われており、実際、雇用や所得面を見ても所得がふえている地域と所得が減っている地域へと二極化し、さらには大都市圏と地方圏の構図が明確化してきており、地域間格差や地域内格差の問題も指摘されてきているところであります。福田新首相は、地方と都会が支え合う共生の考えで、自治体への一層の権限移譲を行い、財政面でも自立できるよう地方税財政の改革に取り組むことも表明しており、今後、適切な対応策がとられることを期待したいと思います。

約130年続いた国営制度が終わり、10月1日に民営化された日本郵政公社は、郵便、小包などの集配、輸送を担う郵便事業会社、貯金を扱うゆうちょ銀行、簡易保険を担当するかんぽ生命保険、窓口となる郵便局会社、そしてそれらの持ち株会社となる日本郵政の合わせて5社に分社化されました。昭和60年のNTT、昭和62年のJR各社以来の大型民営化となりましたが、郵便・金融・保険業務は私たちの生活に密接に関係するだけに、地域住民の意

向をくみ入れた地域密着型のサービスが提供されるよう期待したいと思います。

次に、町における9月以降の主な出来事について報告いたします。

初めに、9月26日に開かれた公立岩瀬病院組合では、平成19年度補正予算が提出され、老朽化により建てかえの要望のありました別館病棟第6、第7病棟改築設計に係る補正予算が可決され、病棟改築計画が本格的に動き出しました。今後は、地域医療の充実と病院経営の改善が図られるよう期待したいと思います。

9月14日正午に利用開始された東北自動車道、鏡石スマートIC社会実験は、間もなく利用開始以来3カ月となりますが、利用台数も1日約400台で順調に推移し、昨日、利用台数3万台達成記念のイベントを開催したところであります。この間、利用された町民の皆さんからは、町内にインターチェンジができたことで、「国道の渋滞を避けることができ便利になった」、「目的地までの時間が予想できるので助かる」、「インターチェンジが国道4号に近くて便利」などの声が寄せられております。今後は、本協議会において本格的な供用開始に向けた事業の促進を図ってまいります。現在、恒久化に向けたアクセス道路の整備を図るため、地権者の皆様への用地交渉を行っているところであり、引き続き関係者のさらなるご理解と利用促進にご協力をお願いするものであります。

町制施行45周年記念関係行事につきましては、9月28日の記念式典を中心に、10月6日にはオランダ祭り、YOSAKOI祭り、秋祭りみこしパレードを一つにした鏡石牧場の朝・秋祭りとして、多くの皆様のご参加をいただき盛大に開催することができました。重ねて、議会、そして町民の皆様、関係機関団体の皆様へ深く感謝申し上げる次第であります。

また、先月8日から12日に開催された平成19年度町政懇談会は、今年度は鏡石3区、久来石区、豊郷区において開かれ、延べ89名の区民の皆さんが出席、行政に対する質問や地域の要望など意見交換が行われたところであります。

このほか、先月11日には第4回鏡石町社会福祉大会が第一小学校体育館において開催されました。この大会は、町社会福祉協議会主催により5年に一度開催されるもので、席上、本町の社会福祉の発展に貢献された方々の表彰と記念講演が行われところです。受賞された皆様には、多年にわたる社会福祉事業やボランティア活動を通して、町づくりに大いに寄与いただき、改めて敬意と感謝を申し上げます。

午後には、初めての試みとしてボランティアフェスティバルが開催され、町内18団体の活動紹介や試食・販売などが行われ、多くの皆さんが交流と理解を深めていました。年々ボランティア活動の重要性が増す中、町といたしましては、個別の活動から連携した活動へ普及啓発に努めるとともに、ボランティアセンターの機能強化等で支援しておりますが、今後さらにさまざまな場面で協力・連携してまいりたいと感じたところであります。

昭和58年9月に設立され、ことしで25回目となる東京かがみいし会総会は、先月25日に

東京のスクワール麹町で開催され、会員とふるさと鏡石町からの出席者がふるさと談義に盛り上がりました。設立から25年という歳月の中で、会員の高齢化と新規会員の加入が進まない状況から、会員減少という悩みもありますが、役員を初め会員の皆さんのふるさと鏡石町への熱い思いと町とのきずなを大切に、今後も支援してまいりたいと考えております。

ことし5月末に、今出ダム利水計画の継続について見直しを進めてまいりました県中地域水道用水供給企業団は、先月29日に水道用水供給事業を中止すべきとする再評価書を有識者機関の公共事業評価委員会に示し、了承され、翌30日に開催された理事者会において正式決定されたところであります。今出ダムの利水計画についてのこれまでの協議経過等については、これまでの報告のとおりであり、今後は企業団の解散等事業の整理に向けて、諸手続を進めることとなります。

次に、今年度の主な主要事業の進捗状況について、ご報告いたします。

初めに、快適空間づくりの中で都市機能の整備として取り組んでいる地方道路整備交付金事業の高久田一貫線の道路改良は、今年度末の全線開通に向け、残工区分について須賀川市と協議を重ねてまいりましたが、いまだ須賀川地区の一部地権者が未同意のため、工事が着工できない状況となっておりますので、県の指導を仰ぎながら引き続き須賀川市と協議を重ねてまいります。

また、高久田一貫線の補完道路として位置づけられている鏡田499号線は、関係地権者の協力を得て、10月末に今年度の工事を発注したところであります。

さらに、笠石南町地区の久来石行方蓮池西線は現在計画路線の実施設計を行っており、今後は関係地権者のご協力をいただきながら、工事着工に向け業務を推進してまいります。

今年度の新規事業である笠石鏡田線の歩道整備事業につきましては、測量設計業務が終了したところであり、歩行者の安全性と利便性を図るため、早期の工事着工に向けて準備をしているところです。

国道4号鏡石拡幅事業につきましては、国の直轄事業として、今年度から役場前交差点及び不時沼交差点に係る地権者を対象に、用地買収に入りましたので、町といたしましても、工事の早期着工に向け、引き続き事業の促進を強く要望してまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、事業計画の見直しの中で、今年度は仮換地設計、事業計画の変更、そして都市計画変更等の業務を発注したところであり、関係機関等と協議を重ねながら、工事の早期着工に向け、事業の促進を図っているところであります。

また、農業基盤整備促進事業の豊田地区・小栗山地区の道路改良事業につきましては、関係地権者の協力により順調に推移しており、豊田地区には今年度工事を発注したところであり、平成20年度の事業完了に向け事業促進を図ってまいります。

次に、生活環境の整備に向けた下水道整備事業につきましては、11月に管渠築造工事の本

町地内並びに舗装本復旧工事の桜町地内について、現在工事を進めているところであります。

また、高久田地内の管渠築造工事についても、11月中旬に地区説明会を開催したところであり、今後も計画されている工事につきまして、早期に発注できるよう努力してまいりたいと思います。

上水道事業については、旭町、岡ノ内、中央、中町地内の舗装本復旧工事が完了したところであり、石綿セメント管更新事業配水管布設替工事等につきましても、現在工事を進めているところであります。

町民の元気づくりとして取り組んでおります健康づくり推進事業につきましては、9月25日から地域ごとに14日間にわたり総合健康診査を実施し、基本健康診査は1,432人、また65歳以上の特定高齢者を対象とした介護予防検診は133人が受診をしたところです。現在、健診結果をもとに相談・事後指導を行うとともに、今月から3月にかけては、生活習慣改善の個別健康教育を実施することとしています。

また、生活困窮者や児童、障害者、高齢者等の問題の相談・援助・情報提供などに、地域の奉仕者としてご活躍いただいております民生児童委員について、このたび一斉改選があり、22名の方が厚生労働大臣並びに福島県知事から委嘱されました。これから3年間、本町の社会福祉の増進にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

なお、今期限りで退任されました12名の委員の皆様には、長年にわたり本町の社会福祉の向上にご貢献いただきましたことに、心から感謝申し上げる次第であります。

平成20年度から始まる新たな医療保険制度としての後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の方を対象とした医療制度であり、日本の医療制度が今後も安定存続することを目的に創設されたものであります。現在、福島県後期高齢者医療広域連合における事業進捗状況につきましては、被保険者数が集計され保険料率も11月22日の広域連合臨時会で決定されており、制度開始に向けて順調に推移してところであります。また、事業運営につきましては、広域連合と加盟市町村の役割分担について、全体の様子がようやく見えてきたところであります。今後、高齢者の皆様におきましては、制度を十分活用して健康保持に努められるようお願いいたします。

活力づくりとしての産業の振興につきましては、東北農政局福島農政事務所が10月29日に発表した県内の水稻の予想収穫量では、7月中旬の低温や日照不足で穂数がやや少ないものの、その後の天候回復で一穂当たりの初数はやや多くなっており、福島県の作況指数は平年並みの100となっていると発表しました。

地域別では、中通りが101、浜通りが99、会津は100となっておりますが、一方では消費量の低下とともに、米価の下落傾向が続いており、10月には07年産米の34万トンの政府買い上げを行うという米緊急対策が決定されておりますので、激変する今後の農政に注視すべ

きものと考えております。

成田ほ場整備事業につきましては、鈴の川の本格的な拡幅工事や河川にかかる橋梁敷設、そして高野池の改修工事等が平成19年度事業総額3億円の中で進められておりますが、既に11月早々に飛来したハクチョウに配慮して、近隣の田んぼを利用した冬水田んぼを昨年に引き続き行っております。ほ場整備事業の順調な進捗とともに、本町の冬の観光スポットとなっている高野池に訪れる多くの方々にとって、心の安らぎを感じ取れる場所であることを望むところです。

次に、人づくりとしての教育文化の振興につきましては、ことし4月に実施しました全国学力・学習状況調査によると、過日の報道等において福島県全体では全国平均という結果でありました。本町といたしましては、各小・中学校の内容の分析、課題抽出などを行い、学力の向上に努めるとともに、学習状況については学校だけの対応では困難な部分もあることから、家庭の理解と協力が得られるよう努めてまいります。

今月2日、学校法人工学院大学との共催により、小・中学生を対象に開催しました理科教室は、延べ1,000人の子供たちに実験や製作を通し理科教育への関心を高めることができ、今後の学校教育に役立つものと期待しております。

幼児教育における子育て支援事業につきましては、9月に補正予算として計上いたしました鏡石幼稚園の預り保育室の建設は、設計業務が完了し、現在、建設工事の入札準備を進めているところです。

生涯学習の推進につきましては、秋の文化祭を11月3、4日の両日開催し、展示部門では町内の園児や児童・生徒の作品展を初め、各種団体・一般の方々から878の作品が寄せられ、多くの観覧者の目を和ませていました。また、11月7日には講師に三遊亭楽太郎氏を招き、「笑いは心の栄養剤」を演題に文化講演会を開催し628人が聴講されるなど、文化の秋にちなんだイベントを実施したところです。

社会体育関係では、11月4日に開催された第3回鏡石駅伝・ロードレース大会に、県内外から駅伝部門に31チーム155人、ロードレース部門に947人がエントリーし盛会に開催できました。大会を運営されました実行委員会の皆様や、当日、競技運営に当たられました役員の皆様に改めて御礼を申し上げます。

また、11月18日に行われた第19回福島駅伝大会では、町の部4位、総合16位となり、第3区では町の部で区間賞を獲得するなど、すばらしい成績をおさめ、夕方に解団式を行ったところであります。郷土の期待と声援を受けて、自己ベストを目指して走り抜いた選手の皆さんの検討をたたえますとともに、沿道で応援をいただいた多くの町民の皆様に感謝を申し上げます。

フローラの町づくり事業の一つとして、年間を通して活動いただいている花いっぱい運動

につきましては、行政区や関係機関並びに多くの町民の協力をいただきながら、6月に花の一斉定植を行い、先月でほぼ事業が終了いたしました。地域ごとに、沿道や街角が色鮮やかな花であふれ、美しい町づくりに貢献できたものと考えております。

次に、今定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

報告第13号の専決処分した事件の承認につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により承認をお願いするものであります。

議案第13号 政治倫理の確立のための鏡石町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第14号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、郵政民営化法施行による字句の改正を行うものであります。

議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第16号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、厳しい財政状況にかんがみ、町長を含めた三役の給料月額を減額を引き続き行うものであります。

議案第17号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公的年金受給者からの国保税の天引きを行うための所要の改正であります。

議案第18号 町道路線の認定につきましては、東北自動車道鏡石スマートインターチェンジ下り線のアクセス道路として整備する県道下松本・鏡石停車場線から、町道鏡田124号までの250メートルについて認定するものであります。

議案第19号の平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきましては、主な歳出では、民生費へ2,048万5,000円、消防費へ278万4,000円、予備費へ234万円などを補正するほか、職員の人事異動等に伴う調整を行うものであります。

以上により一般会計の補正予算の総額は2,090万円6,000円となり、その結果、本年度予算の累計額は41億2,144万円となります。

主な歳入の財源につきましては、国庫支出金として350万円、県支出金299万7,000円、特別会計からの繰入金601万円、諸収入839万9,000円を充当するものであります。

次に、特別会計補正予算のうち、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、平成20年度からの医療費制度改正に伴う、補助金申請等に用いるシステムソフト購入のための経費に係る予算を計上、老人保健特別会計補正予算（第2号）については406万2,000円を追加し、外来の医療費増による現金給付費等に係る予算を計上、介護保険特別会計補正予算（第2号）については、保険給付費のうち、地域密着型介護サービスに係る経費及び介護予防住宅改修費交付金への予算を計上、工業団地事業特別会計補正予算（第1号）については499万7,000円を追加し、前年度繰越金と基金繰入金等の予算を計上、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については828万3,000円を追加し、一般会計繰入金と特別措置債

の追加等に係る予算を計上、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については132万5,000円を追加し、前年度繰越金の一般会計への繰り入れのための予算を計上、上水道事業会計補正予算（第3号）については、漏水等による給配水管の修繕等に係る予算を計上いたしました。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。何とぞ、よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

報告第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第4、報告第13号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔報告第13号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） それでは、ただいま上程されました報告第13号 専決した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの専決した事件の承認につきましては、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

2ページをお願いしたいと思います。

専決第12号、専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市町村長の専決処分事項について、次のとおり専決処分するということで、10月22日に専決処分したものでございまして、このたびの専決処分の内容は、福島県市町村総合事務組合同規約の変更でございます。

中身につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、平成19年10月31日をもって伊達市国見町大枝小学校組合を福島県市町村総合事務組合から脱退せしめ、福島県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものであります。

規約につきましては、第11条第3項中の字句の改正と別表第2の1の項、構成団体の欄中「、伊達市国見町大枝小学校組合」を削るものでございます。

なお、附則につきましては、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合同規約は、平成19年11月1日から適用するものでございます。

以上、ご説明いたしました。ご審議いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。
議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより報告第13号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第13号 専決処分した事件の承認を求める件は承認することに決しました。

議案第13号、議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第5、議案第13号 政治倫理の確立のための鏡石町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6、議案第14号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 政治倫理の確立のための鏡石町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第14号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔議案第13号、議案第14号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました議案第13号 政治倫理の確立のため

の鏡石町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第14号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、郵政民営化法の施行により、10月1日に民営化された日本郵政公社の分社化による関係用語の改正でございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

政治倫理の確立のための鏡石町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第2条資産等の報告書作成に係る条項の中で、記載の条項を改正するものでございます。

また、附則といたしましては、施行日を公布の日から施行するとしたものでございます。

次に、議案第14号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、条例第12条、開示しないことができる個人情報の条項の中で記載のとおり削除をするものでございます。

また、附則といたしましては、施行日を公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用するものとしたものでございます。

以上、一括上程されました2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第13号 政治倫理の確立のための鏡石町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第7、議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8、議案第16号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第16号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔議案第15号、議案第16号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第16号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、厳しい財政状況にかんがみ、前年に引き続き町長、副町長及び教育長の給与を減額すべく所要の措置をとるとしたものでございます。

8ページをお願いしたいと思います。

8ページの町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、附則に次の1項を加えるものとして、町長の給与月額を15%減額し69万7,800円に、同じく副町長の給与月額を13%減額し57万1,500円とするものであり、平成20年1月1日から同年12月31日までの間、これを適用するものとしたものでございます。

次に、10ページをお願いしたいと思います。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましても、附則に次の1項を加えるものとしたものでございまして、教育長の給与月額を10%減額し55万4,400円とし、20年1月1日から同年12月31日までの間、これを適用するものとしたものでございます。

両議案とも施行期日を20年1月1日から施行するものとしてございます。

以上、一括上程されました2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第9、議案第17号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔議案第17号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま上程されました鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成19年10月31日に公布され、平成20年4月1日から施行されることに伴い、改正をするものであります。

改正の主な内容は、今までの国保税の徴収方法について、65歳以上の老齢等年金受給者を対象に、その年金保険者を特別徴収義務者と指定して、年金の支払い月に合わせて国民健康保険税を年金から直接納入できるようにするために、新たに関係条文を加えるものであります。

鏡石町国民健康保険税条例（昭和33年鏡石町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第11条第1項」を「第19条第1項」に改めるにつきましては、国民健康保険の被保険者に係る所得割の規定でありまして、第11条第1項で規定している仮徴収について、これを普通徴収による仮徴収と規定し、第19条に条ずれさせるものであります。

第16条を第24条とし「第15条」を「第23条」とし、以下につきましては、新たに加えられる特別徴収の規定により条ずれをするものであります。

第12条第1項中「第15条」を「第23条」とし、同条を第20条とするにつきましても、特別徴収の規定により条ずれをするものであります。

第11条第1項中「到来する納期において」は、現行規定において徴収の方法の規定がないため、これを「普通徴収の方法によって」と文言を加え、第19条とする規定であります。

第10条の次に次の7条を加えるにつきましては、新たな特別徴収に関連する条文であります。

第12条、特別徴収の規定は、対象者を65歳以上の国民健康保険の被保険者で老齢等年金を受給している世帯主とする規定であります。

第13条につきましては、老齢等年金の支払いをする者を特別徴収義務者と規定するものであります。

第14条は、特別徴収税額の納入義務の規定であります。

第15条は、特別徴収対象被保険者が資格喪失をした場合における特別徴収義務者の徴収実績等の報告義務の規定であります。

13ページに移ります。

第16条は、平成20年度に特別徴収された被保険者に対する平成21年度仮徴収の規定であります。

ちょうど中ほどになりますが、第17条は平成20年度以降、新たに特別徴収対象被保険者になった者についての仮徴収の規定であります。

第18条は、年金支給停止に伴う普通徴収への切りかえ及び過誤納付金の充当の規定であります。

14ページに移ります。

第10条であります。第1項中「第13条第1項」を「第21条第1項」とし、以降につきましては、特別徴収関連条項新設に伴います条項の整理でございます。

第9条第1項中「国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。」を「普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。」に改め、以下につきましては、条文条項の整理であります。

中段になりますが、第9条、徴収の方法につきましては、特別徴収と普通徴収の区分の規定であります。

附則第2項中「第13条第1項」を「第21条第1項」に改め、以下につきましては、新たな条項加筆への条ずれによる条文の整理であります。

附則（施行期日）であります。第1項では新条例の施行期日を平成20年4月1日と規定し、第4項と第5項については、公布の日から施行すると規定するものであります。

第2項適用区分につきましては、第4項、第5項を除く新条例規定の適用を平成20年度以降とし、平成19年度分までのものは従前の例どおりとする規定であります。

15ページに移ります。

第3項については、新条例第17条の適用を平成21年度以降とする規定であります。

第4項（経過措置）につきましては、平成19年度10月1日において、老齢等年金給付を受けている65歳以上の国民健康保険の世帯主が引き続き平成20年4月1日から、同年9月30日までの間、年金が支払われている場合は、特別徴収による仮徴収ができる規定であります。

第5項は第4項でいう仮徴収については、平成19年度分の国民健康保険税相当額とする規定であります。

以上、ご説明いたしました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。
議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより議案第17号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第10、議案第18号 町道路線の認定について件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔議案第18号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） ただいま上程されました議案第18号 町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、事業を進めております鏡石スマートインターチェンジのアクセス道路の恒久化に向けた整備路線の新設道路について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

認定路線につきましては、17ページをごらんいただきたいと思います。

路線名、鏡田510号線、起点、仁井田429番、終点、仁井田508番、延長250メートル、幅員14メートルから23メートル、この1路線を認定するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより議案第18号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第11、議案第19号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔議案第19号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） ただいま上程されました議案第19号 鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの予算補正につきましては、人件費などの整理調整と障害者福祉サービス給付事業に係る事業費、そして特別会計の繰出金などの整理が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,090万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,144万円とするものでございます。

詳細につきましては、24ページからの事項別明細書によって説明をさせていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

副町長（大河原直博君） 以上、ご説明申し上げます。ご審議をいただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番の円谷寛でございますが、今、説明にありましたように、かなり最近の原油、値上げを主として石油類の値上がりが非常に深刻な状況にあるわけですね、大幅に上がっていると。今、説明の中にも何件か出てきたんですけども、こういう事態に対して、財政的に交付税の財政基準需要額、そういう算定とか、あるいは補助金とか、国・県の負担金などにおいて、何らかの措置が必要なんではないかというふうに我々は思うんですけども、そういうものがあるのかどうなのか、予想されるのかどうか、ひとつお尋ねしたい。

もう一つは、生活保護費なども非常に最低生活においても冬の暖房などは、すごくかかってくるわけですね。そういうものに対する手当というものが、財政の中でなされているのかどうなのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

ご指摘のように、原油価格の高騰ということでは、本町におきましては、当初予算の中では灯油的には71円の予算の中で見てまいりました。今回の原油高に従いまして、灯油につきましても、全体では25%を越す単価ということで90円を越す単価になってきているというような状況でございます。そういった中で、いわゆる財政措置ということになるかと思いますが、積雪寒冷地の中では財政的な措置も見られると思いますが、この価格については全体的な問題でもございますので、そういった中では国・県の中で協議されているものと考えておりまして、その中で適切に対応していきたいと思っております。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 13番議員のご質問であります。生活保護関係でありますけれども、ご承知のように、すべて国費で賄う事業でありまして、その事務取扱につきましては、鏡石においては福島県の方で事務取扱をしております。それで、町の予算としては、そのようなものは計上されておりませんが、今後、国の方の基準の中でそのような方に対しての原油高の対応についても考えられるのかなと思いますが、町としての対応としては、そのようなことを事務的に対応しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

5番、根本重郎君。

〔 5 番 根本重郎君 登壇 〕

5 番（根本重郎君） ちょっと細くなるかなと思うんですけども、2 点ほど、一つは37 ページの真ん中よりちょっと上にある児童館の樹木の剪定委託料、これは何カ所かあると思うんですが、どこなのかと。こういうものは、当初予算の中でもわかるのではないかなと思うんですけども、その点。

あと、51ページの第1分団の屯所に関する取り壊し設計というのは、どういうふうに理解していいのかなと一瞬考えたんですけども、それはどういうふうなことなのかどうか、2 点お願いします。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔 健康福祉課長 今泉保行君 登壇 〕

健康福祉課長（今泉保行君） 5 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

児童遊園地の剪定の委託料であります。場所につきましては、4 区にあります緑ヶ丘集会所にありますヒノキの木であります。これが、この夏を含めまして、大分枝が伸びてまいりました。その関係で、地区の方々から剪定ができないかという要望がありまして、倒木等の危険性もあるということで、今回、予算計上をさせていただいたところであります。そういう意味では、当初予算で確認ができなかったのかということではありますが、その段階では地区の方々からお話がなかったということで、今回、補正でお願いするということになります。よろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔 総務課長 木賊正男君 登壇 〕

総務課長（木賊正男君） 5 番議員のご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

51ページの9 款の消防費のうち、3 目の消防施設費の中で第1分団屯所に要する経費として、このたび270万円の予算を計上させていただきました。第1分団の屯所につきましては、平成5年から地権者と15年間の賃貸借契約を持っておりまして、来年の3月31日をもって賃貸借契約が切れることとなります。そんな関係で、本年から地権者と売買の交渉をしてまいりましたけれども、売買の交渉が不調となりました関係から、当初に持ちました賃貸借契約に基づきまして、来年3月31日までに取り壊しをし、整地をした後に地権者に返すという約束でございましたので、その所要の経費をこのたび計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 5 番、根本重郎君。

5 番（根本重郎君） 先ほど、第1分団のここに書いてあるのは取り壊し設計と書いてある

から、その経費等の下がどこかに入るのかなと思ったんだけど、解体作業の方に。だから、逆に取り壊し設計というのは、例えばでかい建物を壊す場合に、どこから壊していくのかという設計をするのかなと一瞬考えて、そうではないならば経費というふうに、諸経費か、そういうふうに行った方がわかりやすいかなと、私は拡大解釈したのかなと思ったんですけども、取り壊し設計というのは、要するにでかいビルとかをやる場合には、こっちから壊していくという設計が取り壊し設計だと理解したもので、その点よろしくお願いします。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

総務課長（木賊正男君） 5番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

答弁が不足しまして、大変申しわけありませんでした。

第1分団の屯所をすべて取り壊しまして、更地にするという関係で、いわゆる取り壊しになりますと産廃処理から、すべての経費が必要でございます。そういった関係で、入札を行う、解体工事を行うための工事費の設計委託ということで計上させていただいたところでございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第12、議案第20号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補

正予算（第3号）から、日程第13、議案第21号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第2号）までの2件を一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、議案第21号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔議案第20号、議案第21号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま一括上程されました議案第20号、第21号について、一括ご説明を申し上げます。

議案第20号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、このたびの補正の内容につきましては、国保の補助金申請及び月報、年報等作成電算事務システムについての国からシステム変更の依頼通知があったため、新たなシステムパッケージを購入するためのもので、既定の歳入歳出予算において、予算額の調整を行うものであります。

詳細内容につきましては、66ページ、事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 続きまして、69ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第21号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第2号）であります。このたびの補正の内容につきましては、通院医療に伴う高額医療費の給付費が増加傾向にあること等から、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億3,130万3,000円とするものであります。

補正の詳細内容について、73ページの事項別明細書により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 以上、ご説明申し上げます。ご審議いただき、議決いただきますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第20号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休議 午前11時54分

開議 午前11時56分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第14、議案第22号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔議案第22号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第22号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正は、介護サービス給付費の増減を行うものでありまして、予算総額の変更はございません。

詳細につきましては、76ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

保健福祉課長（今泉保行君） 以上、ご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより議案第22号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第15、議案第23号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔議案第23号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） ただいま上程されました議案第23号 平成

19年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ499万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ総額を1億840万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、82ページの事項別明細に基づき、ご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

産業課長（面川廣見君） 以上、ご説明を申し上げます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより議案第23号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号、議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第16、議案第24号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から、日程第17、議案第25号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの2件を一括議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第25号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

の2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔議案第24号、議案第25号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） ただいま一括上程されました議案第24号並びに議案第25号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第24号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ828万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,628万3,000円とするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、第2表地方債補正のとおり、特別措置債1,600万円を追加し、公共下水道事業債を5,290万円、また資本費平準化債を5,650万円へ、それぞれ変更するものであります。

内容につきましては、92ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（小林政次君） 次に、101ページをお開き願いたいと思います。

続きまして、議案第25号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,482万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、104ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（小林政次君） 以上、一括上程されました2議案につきまして、ご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第24号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合上、昼食を挟んで午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時13分

開議 午後 1時00分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第18、議案第26号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔議案第26号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） ただいま上程されました議案第26号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第2条、収益的支出の第1項営業費用から656万8,000円を減額し、第4項予備費へ656万8,000円を増額するもので、収益的支出の総額に変更はござ

いません。

また、第3条、資本的収入及び支出につきましては、過年度分損益勘定留保資金7,732万5,000円を7,744万8,000円に改め、第1款資本的支出の既決予定額に12万3,000円を追加し、1億5,969万8,000円とするものでございます。

さらに、第4条では職員給与費を578万8,000円減額し、3,145万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、114ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（小林政次君） 以上、ご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより議案第26号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

福島県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

議長（仲沼義春君） 日程第19、福島県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

福島県後期高齢者医療広域連合は、本町を初め県内全市町村で組織し、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、被保険者の資格の管理、医療給付、保険料の賦課などに関する事務を処理している特別地方公共団体です。

今回の補欠選挙は、広域連合議会議員の任期満了に伴って行われるものです。この選挙は、

広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第31条の規定に基づき選挙結果のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票数のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（仲沼義春君） ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に菊地栄助君及び小貫良巳君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（仲沼義春君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（仲沼義春君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

議長（仲沼義春君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

菊地栄助君、小貫良巳君の開票立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（仲沼義春君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票のうち

斉藤松夫君 2票

大和田 昭君 10票

佐藤喜三郎君 1票

以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

請願・陳情について

議長（仲沼義春君） 日程第20、請願・陳情については、会議規則第86条の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

休会について

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議事の都合により12月5日の1日間休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、12月5日の1日間休会することに決しました。

散会の宣告

議長（仲沼義春君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時20分

平成19年第3回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成19年12月6日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 請願・陳情について
各常任委員長報告

日程第3 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで議事日程に同じ

追加日程第4 意見書案第3号 「非核日本宣言」を求める意見書(案)

追加日程第5 意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を
求める意見書(案)

追加日程第6 意見書案第5号 公的保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支
援予算の大幅増額を求める意見書(案)

出席議員(14名)

1番	深谷 莊一君	2番	今駒 英樹君
3番	渡辺 定己君	4番	今駒 隆幸君
5番	根本 重郎君	6番	大河原 正雄君
7番	柳 沼俊行君	8番	今泉 文克君
9番	仲 沼義春君	10番	木原 秀男君
11番	菊地 栄助君	12番	小貫 良巳君
13番	円谷 寛君	14番	円谷 寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊 政雄君	副町長	大河原 直博君
総務課長	木賊 正男君	税務町民課長 参事兼課長	角田 勝君

健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産業課長兼 農業事務局局長	面 川 廣 見 君
都市建設課長 都参事兼課長	椎 野 優 偉 君	上下水道課長	小 林 政 次 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 課 長	遠 藤 栄 作 君
會計管理者長 兼出納室長	八 卷 司 君	教 育 委 員 會 長	稻 田 耕 筰 君
選挙管理 委員會委員長	曾 根 巧 君	教 委 農 業 委 員 會	會 田 栄 夫 君

事務局職員出席者

議 會 事 務 局 長 議 局	面 川 武	主 任 主 査	大 河 原 久 美 子
--------------------	-------	---------	-------------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（仲沼義春君） これより本日の会議を開きます。
会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。
本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

一般質問

議長（仲沼義春君） 日程第1、一般質問を行います。
一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

根本重郎君

議長（仲沼義春君） 初めに、5番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。
5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） おはようございます。

5番の根本であります。

12月定例会最初に一般質問をさせていただきます。

今、世界中を震撼させているアメリカの信用力の低い個人向け住宅融資、いわゆるサブプライムローンの焦げつき問題や原油や穀物などの原材料の高騰により、景気の減速感が懸念されております。生活関連食品の価格の値上げ、ガソリン、灯油など石油関連の値上げ等、生活者への影響ははかり知れないことがあると思われます。また、価格に転嫁できない中小零細製造業や商店への影響も多くあると思われます。早急な対応策を国は進めなければならないと思ひます。

県内の市町村でこの4年間に減少した一般財源は1,436億円との発表がありました。地方交付税の大幅削減が主な要因とのことあります。この金額が国の財政改革に回ったわけあります、その分市町村の財政には多大な影響が出てきてあります。

今、国ではいろいろな税の地方への配分を論議しておりますが、地方間格差、地域間格差の生じないように願ひたいものであります。

経済協力開発機構、OECDが昨年57カ国、地域の15歳約40万人を対象にした生徒の学習到達度調査PISAで、日本の高校1年生は読解力が15位、数学的応用力が10位、科学的応用力が6位で、実施3分野すべてで順位が低下したとの報道がありました。

福島民友、日本経済新聞での社説では、「学力低下厳しく受けとめよ。学力続落の原因を

洗い出せ」とありました。そのほか読売、朝日、毎日の各新聞の社説にも同様の問題指摘がありました。なぜ第一面で大きく報道され、また社説でも記載されたのかを真剣に考えなければならないと思っております。文部科学省がどのように対応するのか期待をしたいものがあります。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初に、教育についてであります。

文部科学省は10月24日、全国学力テストの結果を公表しました。そこで、以下のことについて伺いをいたします。

我が町の児童・生徒の平均正答率は全国、県との比較ではどうなのか。

2、その内容等を公表するのか。

3、学習状況調査も一緒にしましたが、どのような結果があらわれたか。また、学力との結びつきがあると思われるか。

大きい2番、いじめの定義を変えた結果、いじめの定義とは文部省はこれまで一方的継続的な攻撃を受け、深刻な苦痛を感じているケースをいじめと認定していましたが、今回の調査から生徒がいじめを受けたと感じたケースを原則的にいじめと認定することにしたというものであります。その文部科学省の平成18年度の調査では、全国平均が前年度の約6倍となり、福島県では約20倍との結果が出ました。

そこで、我が町のいじめの現状というのはどのようなものなのか。今、チェーンメール等のパソコン上でのネットいじめもふえていると言われておりますが、これらはどうなのかお伺いいたします。

次に、環境対策についてであります。

1、可燃ごみ袋についてであります。これらは各商店で売られておりますが、年間何枚ほど売られているのか。それによる収入は幾らなのか。今の売値は適当と思われるか。捨てない、燃やさない、埋め立てない。つまり焼却ごみを減らす方法はいろいろあると思われるが、具体的な策はどのようなものがあるか。それらの可燃ごみの処理については年間どれくらいの費用がかかっているのか。

大きい2番の不燃ごみについてであります。

分別は相当あると思われるが、今現在何種類ほどあるのか。年間の不燃ごみの処理費用は幾らかかっているのか。町内にある不法投棄等に対しての解決策にはどのような方法があるのか。ごみポイ捨てをなくすために、ごみポイ捨て禁止条例等の制定を考えてはどうか。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 5番、根本重郎議員の質問にお答えいたします。

4番のごみ捨ての禁止条例についてお答えを申し上げます。

このごみポイ捨て禁止条例について、既に制定されている市町村等を見ますと、モラル的なものとして規定しているものや、罰則や過料まで規定しているものがあります。当町ではご承知のとおり名称は違いますが、平成9年に鏡石町美しい町づくり推進条例を制定し、町民や事業者、占有者の責務などモラル的なものを規定し、啓発してまいりました。ごみのポイ捨て禁止条例等の制定につきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

ほかの質問等については、ほかの担当課長等からお答えをいたさせます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） おはようございます。

5番、根本議員の教育についての質問に対してお答え申し上げたいと思います。

最初に、全国学力テストの結果についてでございますけれども、本年4月、43年ぶりに実施されました全国学力テストの結果が10月24日、文部科学省から発表されました。本町の学力については、おおむね全国・県平均に近い正答率であり、全国平均的な学習内容は身につけているものと思われま

す。ただし、県と同様、いずれの教科も知識に関する問題、A問題等、活用に関する問題、B問題の正答率の差が大きいことから、基礎的な知識と実際に活用できる力の育成が必要と思われま

す。次に、公表についてでございますけれども、公表については、文部科学省からの通知に基づいて、調査結果については学校の序列化や過度な競争につながらないように十分配慮する取り扱いが必要であることから、公表する考えはありません。

次に、学習状況調査と学力との相関関係についてでございますけれども、現在集計中でございますけれども、肯定的な回答、または学習や読書の時間が長いと回答した児童・生徒ほど正答率が高い傾向が見られるようでございます。

次に、本町におけるいじめの現状についてでございますけれども、平成18年度の福島県内のいじめ調査結果については、いじめの定義を、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うものとして、いじめとは当該児童・生徒が一定の人間関係にある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものと定義して、名称を発生件数から、認知件数に変更した調査結果でございます。

このことから、本県では平成17年度においては、公立の小・中・高においては37件の発

生件数から、平成18年度においては741件の認知件数となって、前年対比で20倍となっております。

本町での18年度のいじめの認知件数、発生件数は小・中合わせて2件という状況でございます。本年度におきまして、中学校において、10月に2件のパソコン、携帯電話のいわゆる情報機器を使用したいじめが発生しております。男子1名、女子2名の被害であります。2件とも加害者を特定し、被害生徒の保護者へ事情説明を行い、被害を受けた生徒へ謝罪を1人ずつ行っております。学校としては、いじめを受けた被害者の心のケアを最重点に行い、加害者及び周囲の生徒に対しては継続して指導を行うこととして、情報モラルについて指導を行うなどの対策をとることとしております。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） おはようございます。

5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

2の環境対策についての1)可燃ごみ袋についてであります。

本町では平成5年度から町指定のごみ袋による燃えるごみの回収を行っております。指定ごみ袋の販売につきましては、取扱業者と町内の販売業者が1ロール、20枚当たりですが、273円で直接取引を行っております。また、販売価格は327円、1枚当たり16円35銭であります。

年間の枚数でありますけれども、平成18年度であります、町内の販売業者への出荷ペースで42万2,500枚となっております。それによる収入とのことありますけれども、町指定のごみ袋は町内の販売業者が直接取扱業者から仕入れる関係でありまして、町の収入とはなっておりません。

今の売値は適当と思われるかということありますけれども、ごみ分別の徹底や適正処理を図ることを目的に、ごみ収集袋の指定を行っておりますが、ごみ袋の販売につきましては、基本的には先ほど申し上げましたが、取扱業者と販売業者が1ロール当たり273円で契約しており、一般市場価格から見ても適当な価格と考えております。

次に、 についてであります。

町では焼却ごみの減量化のため、ペットボトル、食品トレーなどのプラスチック類や古紙類などの分別回収によるごみの資源化、また、女性団体と連携したマイバッグ運動の推進や子供会育成会等の資源回収団体の育成支援、さらには生ごみ減量化のため、EMバケツ設置奨励などを行ってきております。

今後もしいわゆる3R運動の啓発と実践、ごみ減量団体との連携、ごみ分別の徹底などの施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、 の処理費用についてでありますけれども、平成18年度ベースでごみの回収費用等、保健環境組合のごみ処理にかかわる費用で算出いたしますと、可燃ごみ分を重量で案分した場合には約6,490万円となります。

次に、2)の不燃ごみについてであります。

分別は何種類あるかでありますけれども、現在6種類あります。燃えないごみ、資源物としての缶類、金属類、無色透明瓶、茶色の瓶、その他の瓶となっております。

年間の処理費用でありますけれども、先ほどの可燃ごみと同様に、回収費用と保健環境組合での処理費用をもとに、案分で算出いたしますと790万円となります。

次に、大きな3番の町内にある不法投棄等に対する解決策についてであります。

町内の不法投棄としましては、廃タイヤや建築廃材などが放置されているところが数カ所あります。産業廃棄物につきましては県の管轄となっております、これまでも県に対応を依頼しており、県では場所も把握し、指導等も行っております。

また、新たな不法投棄がされないよう、県から依頼された不法投棄監視員が毎週町内の巡回監視を行っております。

一般廃棄物の不法投棄につきましては、監視員や保健委員さんなどから情報が寄せられた場合、速やかにその場所に罰則規定の張り紙や看板を立てまして、罪の重さや監視の目があることを知らせております。また、場所によりましては、すぐに片づけ、その後廃棄しにくい環境にしているところでもあります。

さらには県の協力でポイ捨てされやすい場所につきましては、一定期間監視カメラを設置し、抑止力をしているところでもあります。

今後も監視体制の強化とともに、住民の方々の目による抑止力など、不法投棄しにくい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 再質問をさせていただきます。

まず初めに、教育についてであります。全国、県と比べると平均かなというのがあったんですけども、平均で満足するという意味ではなくて、やはりアップさせるようなやり方、方法も考えなければならぬのではないかなというふうにも思いますので、そういうような方法はどのような方法があるか。授業時間の延長とか、夏休みの短縮とかいろいろ考えられると思うんですけども、それはやはり教育委員会あるいは学校で独自にできるのではないかなというふうにも考えておりますので、そのような方法ができるかどうか。

あと、 の内容なんですけれども、確かに今の中では内容は公表しないと。それは文科省

の指摘もあるというような答弁でありますけれども、ただ、県内の市町村の状況を見ると、広報紙に掲載しているのが川俣町。議会の要請で公表を検討するというのが福島市、石川町、塙町。対応を決めていないが白河市、相馬市、飯舘村。残りは公表はしないというふうなことでありますけれども、やはり保護者、親からすれば、やはり自分の子供ら、自分の学校がどのくらいの状況にいるのかと、やはり不安もあると思うので、公表も考えてもいいのではないかなと。まるまるしないわけではない市町村もあるので、そこら辺は例えば保護者の要請があればしてもいいのか。あるいは議会で公表すべきだというようなことが結論として出れば、公表を考えるのかもあわせていただきたいと。

やはりこれは一つの情報がある程度公開することによって、子供の学力の向上というのもできるのではないかと。確かに先ほど教育長から答弁ありましたように、序列化につながるのではないかなという苦言もあるかと思うんですけれども、その逆もあるのではないかなというふうにも考えられるので、先ほど言いましたように、例えばPTAの、保護者の方からの要請や、あるいは議会も含めて、いろいろな関係の団体からあった場合にはどうなのかをあわせてお聞きしたいというふうにも思っております。

あと、いじめのことなんですけれども、今、2件で男女3名ほどのメール上でのいじめが現状としてあるというふうに答弁ありましたけれども、このメールでの要するに、今言われているチェーンメールというのは、結局は1人の子供にやったものがそこからまた次の子供に移る。要するに店で言えばチェーン店みたいな感じで、次から次と移っていくというようなこともあるので、悪気はなくても、隣にひょっとだれか知っている人に振るというようなことはやはり現実としては表に出ないけれども、あるのではないかなというふうにも考えておりますので、やはりこれらは中学生は今何%ぐらいの子供が携帯電話を持っているか、ちょっと現状わからないですけれども、やはり相当数持っていると思うので、これもやはりきめ細かい対応というのは必要ではないかなというふうにも考えております。

あと、可燃ごみ袋のことなんですけれども、今の答弁の中では可燃ごみ袋は店で売っているけれども、業者が店に直接持っていくので、町の方の収入としてはないというようなことなんですけれども、これは逆に考えれば、1枚当たり消費者は負担はしているんですけれども、町を通して、町からその店に行っているのかなと一瞬私は思っていたもので、こういうような質問をしたんですけれども、そういうのは直接やっているのはほとんどの市町村のかなと一瞬。例えば町へ全然返さないで、業者と小売の店で直接やっているというのが、県内でやっている状況なのかどうか、ちょっとそれをお聞かせいただきたい。

それによって売値は今の場合では適当だというようなことなんですけれども、やはり可燃ごみ袋を市町村によってはかなりの額で販売しているところもあると思うんですよね。それによってごみの量を減らすと。そうやって町の税金の支出が減るというようなことをやはり

思い切ってやってもいいんじゃないかなと。やるには、確かに高くなれば消費者等の反発、不満も出てくるなというふうにも思うんですけども、やはり町のいろいろな財政とか、あるいはごみを出さない、あるいは焼却することによって二酸化炭素を出さないというようなことをいろいろ考えれば、やはり町がある程度関与してやって、その販売を考えてもいいのではないかなというふうなことも含めて、現在の各市町村の状況をお聞かせいただきたいというふうにも思っております。

あと、大きい3番の不法投棄なんですけれども、これは前からあって、何年も何年も解決しないわけでありましてけれども、確かに処理するには、その当事者に言ってもなかなか費用がかかるのでできないと。ある意味においては県とかに頼んで強制的にやってもらうというふうな方法しかないのかなと思うんですけども、やはりこれは1回きれいにすると捨てないというふうな人間の心理というのがあると思うんですね。

だから、やはり全部一遍にはなくて、幾らかでも投棄してあるものはやはり県とか町とかで処理して、その費用はその当事者がわかれば、そこに何年かかってもいいからもらうというふうな方法をやらないと、ごみの場所にまたごみが捨てられて、またふえていくというふうなことにもなると思うので、やはり具体的にそういうようなこともやるべきであるというふうにも思っております。

あと、ごみのポイ捨て条例なんですけれども、担当課長には紫波町のごみポイ捨て禁止条例のコピーを渡しておいたんですけども、この前視察に行ったときに、この禁止条例があるということを知ったので、コピーとしてもらってきたんですけども、やはり美しい町づくり条例は、それはそれとしていいと思うんですけども、やはり禁止条例は、これは罰則規定が入っているんですね。やはり罰則規定を、捨てたら罰則規定、これは3万円でしたか、紫波町の場合は。だから、そういうようなこともやはりやって、そしてもっと美しい環境に配慮した町、人も人の心もあるいは町のいろいろな環境もよくなるというような方向も必要ではないかなというふうにも思うので、これらの禁止条例を含めたもっと厳しいポイ捨て条例等の検討を再考願えないかということをお聞きいたしまして、第2回の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 5番議員の再質問にお答えいたします。

4番のごみのポイ捨て禁止条例等についてでございますけれども、先ほどお答え申し上げましたように、美しい町づくり推進条例で今まで対応してまいりました。10年間対応してまいりましたけれども、かなり町民の皆様方のご協力をいただきまして、大変美しい町になっ

ているのではないかと、このように受けとめておりますけれども、しかし、まだまだそういったごみのポイ捨てあるいは不法投棄等は随所に見受けられるわけであります。

そこで、この罰則規定を設けるべきではないかというおたがしでございますけれども、この罰則規定を適用するためには、人的な措置あるいは公平性を担保するための手続の整備、表現の自由等々いろいろクリアしなければならない課題がございます。したがって、美しい町づくり推進条例のときにもそういう考えを示したときもでございますけれども、時期尚早ということで、推進条例はいわば訓示規定になっております。罰則がないわけでございます。これから皆さん方と議論をして、罰則を設けるべきということであれば、十分検討していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 5番、根本重郎議員の再質問についてお答え申し上げたいと思います。

まず、学力テストの活用という面での質問だと思いますが、この件については、10月24日に文部科学省から結果についてお示しいただきましたので、それを受けて、教育委員会としましては、小・中学校の方にこの結果について、各学校で、いわゆる試験を受けたのは小学校6年生と中学校3年生でございますけれども、6年生については小学校6年間の積み重ねであるし、中学3年生については小学校6年生と中学3年間の積み重ねという、そういう認識のもとに、単に受講した当該学年の先生だけの問題ではなくて、全校的な問題としてとらえていただきたいというようなことで、その結果、その学校でどういうところがよかったのか、または全国平均からすると、どういうところが低かったということの分析を十分に行って、その結果、それぞれの受験する学年に達する前の段階としてどういう教育をしていくかというようなことを十分話し合いをして、その成果を全教職員共有して活用するというようなことをお願いをしております。そういうようなことで、次年度にまた同じような全国学力テストが行われますので、それに向けて活用をお願いするということを指示しております。

次に2番目の公表についてでございますけれども、公表については、児童・生徒のそれぞれの受講した結果については、それぞれの家庭の方にお返しをするというようなことで、そういったことで、その児童・生徒及び保護者が自分の子供がどういう状況にあるかということについての実態は把握できるというようなことでございます。

これはどういうことかと申しますと、学力向上については学校はもちろんでございますけれども、いわゆる家庭教育という面では相当重要な面がございますので、自分の子供がどう

いう位置にあって、これから学校ではこういう指導をしていく、または家庭でも家庭教育として家庭でも学習をしていただくと。そういうことで公表をしていくということでございます。

3点目は、いじめの件で、いわゆるチェーンメールの取り扱いでございますけれども、小学生、それから中学生もある程度の比率で携帯電話を持っておりまして、家庭に行くとパソコンもかなりの家庭で普及しているというのが実態でございます。インターネット関係については、中学校の状況で申し上げますと、須賀川警察署の方に毎年お願いをして、インターネットまたは携帯電話を利用した犯罪の状況、それから対策等についてお話を伺うということを毎年行っているというようなことでございます。授業参観をとらえまして保護者についても不用意に携帯電話を持たせないとか、そういったことについての協力をお願いしているというようなことでございます。

そのチェーンメールでございますけれども、非常に微妙な状況でございます。被害と加害は表裏一体の状況にあるというのはご存じだと思います。つまりチェーンメールのメールを受けた子供が受けた時点で被害者でございますけれども、そのチェーンメールというのは、次の友達とか何かにまたメールを返すといいますが、回すということがありますので、回した時点で加害者になるという、そういった状況でございます。そのチェーンメールについては学校の方でもそういった被害というものも実際鏡石町はあるかどうかは別として、把握しておりますので、その辺についてはいわゆるそういったことも含めて、子供たちにそのインターネット、それから携帯電話を利用した悪口とか、または誹謗中傷については、これはいじめであるという認識を持つような指導を今行っているところでございます。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 5番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

まず、ごみ袋の収入の件でございますけれども、県内各地の状況ということでありますが、ちなみに近隣ですと、須賀川市については指定ごみ袋はございませんで、透明または半透明の袋を使っているという状況であります。天栄村につきましては、同様に、いわゆる鏡石町と同じですが、取扱業者と販売業者の間のやりとりであります。また、矢吹町ですが、こちらにつきましては、白河衛生組合全体でごみ袋を取り扱っておりまして、そのごみ袋につきましては、これから申し上げますけれども、いわゆる有料化というような考え方の中で販売しております。金額的には鏡石の2倍から3倍というような金額で販売されております。

ごみ袋の有料化ということでありますけれども、これにつきましては全国各地でそのようなごみの減量化の一つの施策として取り組んでいる自治体もあります。減量化に成功した例

もありますけれども、数年たちますと反対にリバウンドというようなことで、減量化ではなく増加に転じてしまうというような例も聞いております。当然有料化に当たりましては、議員もおっしゃったように、住民の方々の理解と協力がなくてはならないと思います。先ほど申し上げましたけれども、町としましては、3R運動、ごみを出さない、リデュース、ごみを再使用する、リユース、そして再生使用するというようなことでのリサイクル、これは啓発等を実践によりまして、まだまだごみの減量化が図られる方法もあるかと思えます。レジ袋を遠慮する運動、いわゆるマイバッグ運動、そのようなものもごみを出さないというような運動の一つかと思えます。

また、有料化につきましては、単独町村でよいのか、また白河のように衛生組合全体での取り組みでいいのかというようなことで、さらに研究していく必要があるのかなというふうに感じております。

次に、不法投棄についてでありますけれども、いわゆる行政の代執行、いわゆるかわって執行するということがあります。これにつきましては、先ほど議員おっしゃったように、当面県なり町で負担し、それを当然排出責任者である方に返していただくということが条件であります。今日のなかなか代執行が進まない理由が、先ほど議員もおっしゃったんですけれども、いわゆる費用が数千万から億単位の金額になった場合に、それらの回収がなかなかできないというようなところで足踏みしてしまうのが現実的な内容かと思えます。でありますので、今後も県への働きかけ等は当然お願いしていくつもりでありますし、さらにその場所において、さらなる不法投棄が進まないように、先ほど申し上げましたけれども、保健委員の皆さんさらには巡回員の皆様方の目によりまして、それらの不法投棄の防止に努めていければなというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

柳 沼 俊 行 君

議長（仲沼義春君） 次に、通告があります。7番、柳沼俊行君の一般質問の発言を許します。

7番、柳沼君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 予定外に早く終わったものですから、ちょっと準備不足になってございます。この時計をしてみますと、サッカーをよくテレビで観戦するわけです。そうすると、45分というのは本当に長いなと思っているんですけども、一般質問に関しては、ああもう既にこれ40分のうちの50秒、1分近くになるわけですね。何か自分がやっている時間が

たつのが本当に早いというような感じをいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

11月28日、全国町村長大会が開かれた報道がございました。豊かな地域社会の実現に向けて、加速化が進む農山漁村への総合的対策の実現や国の地方税、財政の三位一体改革で大幅に削減された地方交付税の復元、増額など国に求める決議が採択になったようでございます。この決議を早急に実行されるよう私も望むものであります。

政策要望の中で、米価下落対策、新しい米需給システムと円滑に実施するための環境整備、平成の大合併で町村が急減し、地域の衰退を招いているということで、怒りの声をあらわしたと。福祉政策の推進や道路特定財源の現行税率の堅持、地方分権の推進等を求めたようでございます。

最近、マスコミ報道等を見ますと、地方の政策全般にわたる格差の声が響き、呼応するように各施策が各省庁提案されますが、財務省という財源の持っている大きな壁に阻まれ、間のごとく浮かんでは消えの繰り返しでございます。これも参議院選の選挙結果に対する民意の声に対するパフォーマンスの一つか、それとも本当に地方に目を向け始めたのかと判断に迷うところでございます。各省庁が地方、国民に対する福祉向上のため、施策の実行を切に望むものであります。

また、11月29日の新聞には、宮崎県東国原知事が、宮崎市内で開かれた県民ブレーン座談会で、徴兵制もあってもしかるべきとの発言があり、若者が一、二年間自衛隊とか、ああいうところに入らなければならないと思っている。その言葉の真意は、若者がある時期規律がきちんと身につくような教育が必要だと思う。そういったものの欠落が今の社会の道徳とか倫理観の喪失につながっているような気がするとの発言の真意を伝えた内容でございます。私の主観として、本来なら家庭教育の中で規律、道徳は身につけさせるべきと考えます。社会の一面では自由主義のはき違いというんですか、そういう一面もございます。

そんな関係から、東国原知事のような発言が出てくる、また考えている方がいることも事実でございます。改めて家庭教育、学校教育、社会教育機関がそれぞれ連携して、責任、教育指導を果たす施策を国家として検討する時代かとも思っております。

きのうある会合で、私は初めて目にしたものがございました。その方はタック川本という方で、アメリカのロサンゼルス・エンゼルス、そのスカウト、そして本人は吉本興業に所属している方でございます。メジャーの選手になるためには、ちょうど日本の相撲、その序の口から始まって順繰りその力で上がっていくと。そこにやはり日本ではちょっとそこまでやっているのかどうかわからないんですけども、やはり先ほど重郎君が話した、いろいろな問題は、やはり家庭あるいは本人の規律、そういうものが身につけていない。メジャーリーグも途中で大体規律を守らない、あるいは自己管理ができない、協調性がないとなると

大体け落とされるそうであります。

それで、松井秀喜選手がなぜアメリカに行ったか。一番の目的は何ですかと問いかけたら、私はどうも野球は無知なものですから、多分木原さんをご存じだと思うんですけども、メジャーリーグというのをやはり目指しているそうなんです。しかし、チームワークがあって、そしてしかも善良な方のみと。彼らは神を信じていますね。その神に向かって自分は要するにきれいであると。そういう集団のみが優勝するんだという話を聞きました。改めてメジャーリーグの価値というんですか、その方が「何でも鑑定団」に出たそうであります。そのときに日本のだれかがメジャーリーグを1個持っていらっしやいますね。これが最低価格250万で一応そこでは出たみたいです。

しかし、向こう、本場に行くと、大体650万だそうですね、1個。それで、現物を見て初めて、ああこれがと。やはりチームワークかどうか、そういうのがあって初めてなんです。そして、スカウトをやっている関係上、スカウトまではそのメジャーリーグをもらえるということなんです。あの話を聞いて、今、いろいろなここで質問をするわけではありますが、やはり基本はそこにあるんだ。まして鏡石町の場合には、やはりこの組織、公共体、やはり公務員は上司に従う、要するに義務があるわけですね。そうすると、結果的には町長がやはり最終的に全責任になるわけですね。それで、やはり町長の姿が結局結果的には下であるという感じにも見えるわけですね。組織というのはすごい恐ろしいものだなと改めてきのうメジャーリングを見て感じた次第でございます。

それでは、質問いたします。

1、産業育成による自立する町づくりについて。

1、過去3年間の農・商・工業の粗生産額、販売額、出荷額と計画目標額はどのくらいか伺いたい。

2、18年度法人税、企業の固定資産税（償却資産含む）は町民税の構成比で幾らか。額は幾らか伺います。これもできるなら3年間ぐらいのデータをお示し願いたいと思います。

3番の農用地の産地化、団地化を誘導する、推進を図る施策は考えられないかということ。

2番目に、公病改築に対する町の姿勢について。

公病改築が具体化しようとしております。町として改築に対し、構成市町村としての提言は。また要望等は伝えたか伺いたい。

3番目に、食育の推進について。

地産地消が叫ばれております。学校給食の地元産品の使用構成比はどのくらいか伺います。

2番、米飯給食は週何回か。年間使用量は一小、二小、中学校で幾らか伺っておきます。また、米飯の回数をふやすことは検討できないか伺います。

以上で、1回目の質問を終了します。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 7番、柳沼俊行議員の質問にお答えいたします。

公立病院の改築について、町が構成町村として提言、または要望等を伝えたかについてお答えを申し上げます。

このたびの公立病院の改築につきましては、いわゆる6・7病棟の改築について、平成17年12月の病院議会特別委員会で現地改築で行うということは確認されておりました。9月26日に開催されました病院議会において、別館病棟、いわゆる第6・7病棟の改築設計に係る補正予算が可決されました。これに当たりまして、病棟改築計画が本格的に動き出したところでございます。

町といたしましては、この間、地域医療の充実と病院経営の改善を要望しました。さらに町財政に過度な負担増とならないように、病院組合に強くお願いしたところでございます。

以上、私からの答弁といたしますが、ほかの質問については担当課長等からお答えをいたさせます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 7番、柳沼俊行議員の質問についてお答え申し上げます。

3番の食育の推進についてでございますけれども、学校給食における地元産産品の利用状況ということでございますけれども、学校給食における地場産品の使用割合でありますけれども、使用食品数の割合で申し上げますと、小・中3校ありますけれども、平成18年度が19から28%、本年度でございますけれども、28から32%でございます。

次に、2番の米飯給食の状況と回数をふやすことの検討についてということでございますけれども、18年度の学校給食における米飯給食は、小・中学校とも週3回でございます。年間給食回数が188から189回、このうち116から118回が米飯給食の実績でございます。

また、米の使用数量としましては、精米換算で年間3校で1万2,465キログラム、1俵60キログラムとしますと208俵となっております。

なお、米飯給食をさらにふやすことの検討につきましては、米飯の単価がパン食に比較して高いことから、給食費の単価にも影響することとなりますので、関係者の意見等を踏まえて慎重に対応してまいりたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） 7番、柳沼議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、1番の産業育成による自立する町づくりについての1番と3番についてお答えしたいと思います。

まず1番目の過去3年間の農・商・工業の粗生産額、販売額、出荷額、計画目標額についてであります。現時点で発表されております農・商・工、それぞれの統計調査の近年の数字からお答えいたしますと、農業粗生産額につきましては、総額で平成16年が34億8,000万、17年が34億1,000万、18年は32億6,000万となっております。

また、商業統計調査による年間販売額につきましては、平成11年が94億円、平成14年が110億円、平成16年が103億7,000万円となっております。さらに工業統計調査による製品出荷額につきましては、平成16年が664億8,000万、17年が451億6,000万円、18年が482億7,000万となっております。各指数につきましては、町におきまして具体的な計画目標額を定めている状況にはございません。

続きまして、3番であります。農用地の産地化、団地化を誘導、推進を図る施策は考えられないかということでもあります。これにつきましては、鏡石町の農業経営に関する基本構想の中にも農業経営基盤強化の促進に向けまして、農地の利用、集積に関する目標額が掲げられております。その中で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が、利用する農地を55%とするという目標を掲げております。さらに経営管理の合理化や遊休農地の発生防止、解消等が基本方針として明示されております。

しかしながら、現実の農地利用にありましては、個々の農家の理解と協力が必要となりますので、スムーズに産地化、団地化、そして集積が進むことは難しい状況にありますので、ある程度の地域が全体合意により、一体となって長期的に農地利用に取り組む集落営農の活動が不可欠となります。

今後におきましては、集落的な営農活動の一環として、産地化や団地化を農家の皆様方や県等の指導関係機関とともに検討してまいりたいと考えるものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 7番議員の1番の2）についてご答弁申し上げます。

18年度の法人税の町民税における割合につきましては31.67%でありまして、税額では1億6,311万5,100円でございます。また、企業の固定資産税が町民税に占める割合につきましては85.84%、税額につきましては4億4,216万6,000円であります。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 柳沼俊行君の再質問の発言を許します。

〔 7 番 柳沼俊行君 登壇 〕

7 番（柳沼俊行君） まず初めに、産業育成による町づくりのこの計画でございます。

私は、この状況、今までの実績を見ますと、やはり相対的には当然商店数も、農家の担い手もやはり減っている。その中で、なかなかこれを伸ばすというのは難しいと思うんですよ。それで、やはり伸びにくいあるいは伸ばせないというのではなく、やはり政策的に考えていく時代に入っているのではないかなと思っております。けさの新聞で見まして、結局この過剰作付で、要するに福島県は一番重い罰則を与えるという内容でございます。

しかし、この中で、面積は逆にふえているんですね。要するに作付できる面積がふえるような内容なんですね。これはどういう意味をなしているか、ちょっと内容がわからないので、後で勉強してみたいなと思っておりますが、やはり米を主にしているというのが、今度はその裏面に農業産出額2,500円、昨年の本県、前年同額ということで、米に依存していると。しかも全国平均を17ポイント上回る39%であるということなんですね。やはり町としても恐らく町の中は米に依存している体質だと思うんですね。後で給食関係とあわせて質問もいたします。

そういう中で、やはり私は工業団地と同じく、ある程度の政策も持てば、この工業出荷額、私のデータからいうと、もうどんどんこれは伸びているんですけども、今の内容であれば、むしろ何か下がっているような形ですか、出荷額が。それは多分上がっていると思うんですね。データ上、前に出しているのは上がっているはずなんですね。だから、やはり目的を持って、計画を持って、こういう方向にしていけますというのをある程度打ち出せば、それが政策となって、従事者が考えるということになってくるのかなと思っております。

そういう一面から、やはり産業の育成は地域活力の源であります。町の税財源の確保につながっております。地域活力とは、地域で暮らす方々が生き生き活動できること。生き生き活動できる源は経済力にあると思っております。我が町は5つの柱を掲げ、その1つに活力づくり、産業の振興、地域整備を掲げております。町長の説明の中で、産業の振興の中で、特に農業分野の米消費量の減、米価の下落傾向が続いていると述べております。地域活力に危惧している一面であると思っております。

19年産業振興活力づくりの主なもので、野菜の生産振興事業、成田圃場整備事業、豊田・小栗山地区道路整備事業、企業誘致推進と奨励金交付事業、商工会運営補助事業及び制度資金の利子補給事業、活力を何とかつけるという考えで提案されていると思っております。

また、元気で頑張る地方応援プログラムに応募し、子育て環境の充実、健やか子育てプログラム3カ年計画、将来目標21年度出生数140名を掲げ、計画による数多くの政策の一つに認定こども園に対する助成、来年の4月開園を目指しております。私立の保育環境の整備を行っております。

また、特に財源確保のため、企業誘致戦略プロジェクト3カ年計画、成果目標、新規立地や既存工場増改築を誘導し、新規投下資本70億を目指すプロジェクト、そして活力を生み出そうとしております。幸い東北ニプロが工場の増設に100億を投資し、製品出荷目標額100億を目指しております。企業戦略プロジェクト投下資本目標は既に75億はクリアしました。今後は企業誘致戦略プロジェクトの見直しを行うのか、工業団地内の空き施設、未着工敷地対策、持ち主などに対して町はどのようにアクションを起こそうとしているのか、また起こしているのか、工業出荷額の計画目標額はあるのかどうか伺っておきます。

また、あわせて計画がないと言いますが、その点、今後20年度の計画でそういうことを考えないか、これは農業も商業もあわせてであります。

企業誘致の効果として、先ほど述べましたが、やはり税の増収、雇用の確保、人口増、それらは町民の日常生活へ波及いたします。飲食小売業の発展、飲食小売業の収入、販売額への向上、そして農産物購買にあらわれると私は思っております。農業総生産額の向上に私はこの企業誘致も寄与すると考えております。税財源の確保は産業の育成振興であり、自立する町づくりにつながるのではないのでしょうか。

2番目、公立病院のこの改築の件でございます。

先ほど町長から説明があり、町長もかなり町民を考えて、どんな判断をするかかなり迷ったと私は思っております。

しかし、やはり藤田病院のような、あるいは今、日本で大分公害あるいは厚生省の問題で、肝炎、フィブリノゲンあるいは中国残留孤児の面でもおわびをしたと。恐らくその当時はそんなにというか、最良の判断をしたという考えで来たと思います。しかし、結果としてはやはり国がそれを救済するというんですか、そういう方向になる。やはりこの藤田病院も結果としてその経営悪化というのは住民負担となるわけですね。最良の判断というのは知っている。その場では最高だと思います。しかし、もう一度やはり将来的なことを考えていただきたい。

先ほど町長が言った9月26日ですか、そのときに出た資料を見ますと、この内容では私は単純に企業会計にさせていただく。公営企業を全適してもらおう。それで、それをまず要望していただきたい。

そして、この仕組みであれば、必ずその中で計画であれば返済できると私は見ました。というのは、減価償却、一般企業でいうならば、この減価償却が結果的には銀行に返済なんです。これが満額とってあるわけですよ。前の分が1億5,000万、それで、今回40億の発生する負担分が町村で1億、そうすると、これが2億5,000万、5年次以降は完全にとっていくわけです。そうすると、減価償却費と年間の経常利益を、経常利益というのは計画ですが、この計画でいくならば、存分これは企業償還金あるいは設備関係のものを引いても、ネット

キャッシュでは持っているんですね。そうすると、むしろこの計画でいくと早く返済できると。要するに企業会計へ適用すれば、私は可能であると。

やはり企業会計を採用していただいて、結果的に町負担分というんですか、これはこの仕組みでいくと、一応は出資金のような一面もありますが、負担金となっています。この負担はやはり構成市町村としてすばらしい病院、また地域に信頼される病院であれば、当然負担してもいいと。やはり妥協案を出していただきたい。要するに企業会計にさせていただく。そして、明確にやはり経営努力していただくという仕組みをぜひもう一度公立岩瀬病院の議会をお願いをしていただきたい。それは最終的には藤田病院のような一面になっても、その会計内容で明確にやはりその努力のかがあれば、町民も最終的に負担となった場合には、もしかして、そういうことはないと思いますが、そうなった場合でも理解していただけるのかなと。

先ほども申したように、やはり鏡石町は税財源を何とか確保するという今最中でございます。その中でこの負担は微々たるものです。鏡石町0.4771%。この計画でいうならば、これは償還利子も含めて1億5,500万、年にすると約600万弱の負担でございます。しかし、民間病院にはこの負担はないんですね。民間は独自にやはり自立して、そういう公共体に負担は求めているわけです。経営していただくと。それが結果的には公立病院の恐らく限らない発展につながるのではないかなと。

いつまでもやはり公共体におんぶしていれば、そこには企業というんですか、そういう一面で運営はしていますが、やはり甘さが出てくるのかなと思っております。そういう一面で、今は最良の判断をして、そして改築に向かっている一面もあろうかと思いますが、再度その点をご検討いただき、議会をお願いしていただければなと私個人思っております。

それと、学校関係の給食について。これは意外と高かったなと。地元産品の使用構成比、これらの根拠はわからないわけではありますが、18%、20から28%ということで、19年が28から30に。これはかなり高いですね、全国でもトップクラスに高いのではないかな。

それで、米の使用量については約208俵ということで、これは単純に計算しますと、1万5,000円にすると微々たるものなのですね。それで、パン食よりも単価が高い。1食当たり多分270円から300円ですか、恐らく。大体そんな単価で小学生が270円くらいかな。ちょっとデータは今どこにあるか、しまったというか行ってしまって。そういうことを見ると、これ逆に割り算すると500万、3分の1、約十何円の金額になるのかな、主食が多分。そんな一面がございます。であるならば、ますますやはり地産地消というのをやっていただきたいなと思います。

そこで、小学校は255円ですか、19年度。幼稚園が305円、中学校が306円ということで、大体給食費は合計で7,500万、全体で。単純にこれを金額に、地元地産地消ということでこ

のものを即金額にあらわすことは不可能でしょうが、単純に3割だとして、約2,500万ぐらいは地元の商品を使っているのかな。

しかし、そこでどうもその当事者、いろいろな方に聞きますと、鏡石ばかりでなく、地元産品を何で使えないんですかと聞くと、要するに商品ではないと。白菜なら白菜、大根なら大根というものであるという、要するに使いにくい一面がございますよという話を伺ったことがございます。

やはりこれは産業課にもお願いしたいんですけども、どこに出すにもやはり商品ですよ。それで商品を既に出している方もたくさんいます。そういう方を含めて、その給食食材に取り入れるという商品づくりをしましょうということで、これはイコール給食に取り入れられるということは、安心・安全なものであるということですね。そういう一面が私はあるのかなと。ぜひとももっともっと使用率というんですか、地元産の製品の生産物の消費を拡大して行ってほしいなという一面から、文部科学省は学校給食法の見直しをします。大幅に改正することを打ち出したようではございます。使用目的を今までの栄養目的から食育推進に転換する内容でございます。1953年のこの学校給食法施行以来半世紀を超えての改正になる模様でございます。

この内容の中で、学校ぐるみで取り組みの計画の策定、栄養のバランスのとれた食事や朝食を食べる習慣、郷土食に対する理解の醸成を明確にすると。地場産品を積極的に活用することを明記する模様でございます。

そこで伺います。伺うというか、質問というか申し上げます。子供たちのやはり安心・安全で育つという環境づくりということで、町の防犯協会を先頭に、地域住民が熱心にその防犯について取り組んでおります。一面、健全なる子供の育つ環境づくりに役立っていることは言うまでもありません。健全な身体には健全な精神が宿るという言葉もございます。健全な身体づくりは食事からと言っても過言ではないと私は思っております。1日3回のうちの1食、学校給食にその責任があると思えます。

先ほど申しましたが、学校給食法の見直しで食育の推進、地場産品の積極的活用が明記される。食育とは地産地消、地場産品を積極的に活用し、食の教育をする意味も含まれているのではないかと私は解釈いたしております。地場産品は給食に使用する機会がこの法の改正でふえることとなります。食材としての商品化に取り組むときでもあります。地域農業の活力づくりは食育にあるのではないのでしょうか。食材に取り入れていただく。商品づくりに行政機関、普及所、農業者、消費者、PTA等が一堂に会する場を設けていただき、地場産品を給食事業に取り入れていただく商品づくり、すなわち先ほど申した給食事業に取り入れていただいている安全・安心な商品は一般の消費者も買っていただく商品となるのではないかと思います。教育委員会、産業課が連携して、食の教育、食材の給食への導入のための推進

計画目標、そういうことは考えられないか、伺っておきます。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 7番議員の質問にお答えいたします。

お答えする前に、本議会では一般質問通告制ということで、通告制をとっております。したがって、7番議員の1番から3番までにつきましては、私どもは真摯に答弁したと。例えば販売額の商工業が幾らかということがございますから、もう既に答弁は終わったと、そのように受けとめております。

さらに、教育の問題についても、地産地消の利用状況あるいは米飯の給食の状況についてもふやすことということで答弁されたというふうに思います。

さらに公立病院の質問についてもどういう要望をしたかというようなことで、先ほどお答えいたしましたけれども、再質問ということで重ねてお答えを申し上げさせていただきます。

公病につきましては、再質問の中でいろいろお話されました。公営企業会計の法適用、全適用については、今回の9月26日に改正された補正予算の提案する予算案の条件として、この改築に当たっては、公営企業会計に全部移行すると。全部適用すると。改築を終了するまでに移行するというので我々市町村長会では合意をしたと。さらに、この市町村の負担割合についても、極力須賀川市の方で今の負担割合を変えてほしいということで、数字には明記しませんでしたけれども、暗黙の了解のもとでこの補正予算の了承を得たということになっておりますので、引き続きこの公立病院が健全な経営をされるように要望してまいりますし、さらに加えて言わせていただければ、今、医師不足ということで、各地方の病院、大変難儀しております。これも厚生労働省の研修医制度が導入されてからこういう現状になっているということで、今、国の方でもこの対策について真剣に論じられております。当公立病院においても、どんどん医師がやめてまいります。このたびも大高内科医院ということで、あれも公立病院の先生でありました。これをどう確保するかということもこの病院改築と結びついてきているということも言われますので、引き続き我々は医師の確保と健全な経営を要望して、公立病院のあり方というものを含めて、そして地域医療のあり方というものを含めて、これから改善を要望していきたい、このように考えております。

私からは以上でございます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 7番、柳沼俊行議員の再質問についてお答え申し上げたいと思いま

すが、学校給食法が改正の動きがあって、方針的にはもう決まったということで、今までの栄養を改善するという目的から食育に目的をシフトしていくというような動きがあって、そのような動きになっていくだろうというふうに思っております。これは今の家庭での生活習慣の改善を目的にしておりますし、子供たちが朝ご飯を食べないで学校に行くという子供が年々ふえている傾向にあると。そういったことを改善しようということだと思っております。

なお、その食育については、平成17年に食育基本法というのがつくられまして、そういったことを含めて、今の家庭における食生活を改善ということで動いてございます。その安心・安全等を含めて地場産品の活用ということにつきましては、県の方でも、さらに町の方でも、各小・中学校の方をお願いをして、食育という面から取り組みをお願いをしているところでございますので、引き続き地場産品の活用については、小・中学校を通じて推進をしていきたいというふうに思っておりますので、以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） 7番、柳沼議員の再質問にお答えさせていただきます。

産業育成に係る自立する町づくりに関して、計画目標についてであります。町の第4次総合計画におきまして、農業部門では高生産性農業の実現と広域的な産地を図ること。商業部門では個性的、魅力的な商店経営により、個々の産業、経営意識改革を図る。工業部門では技術革新や新たな産業の創出支援と安定した就労機会のための企業経営力の安定を目指すべき方向という形で定めております。それぞれの目標達成に向けまして、各指数が上昇傾向を示すことが各産業の活性化につながるというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、ご意見にありました法人関係の誘導の関係でございますが、町内への企業進出あるいは企業の隆盛、繁栄につきましては、町の財政基盤確立の上からも大きなウエートを占めるものであります。引き続き企業の誘致、誘導、さらには生産拡大への要請を行いながら、町内工業の活性化、さらには町産業全体の活性化の核として活動していただけるように、町としても支援してまいりたいというふうに考えております。

さらに、食育関係の産業課への取り組みというお話がございました。これにつきましてもご意見を参考にしながら、関係機関と機会あるごとにさらに協議してまいりたいと考えております。

以上でご返答させていただきます。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君の一般質問はこれまでとします。

渡 辺 定 己 君

議長（仲沼義春君） 次に、通告があります。3番、渡辺定己君の一般質問の発言を許します。
3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

3番（渡辺定己君） おはようございます。3番議員の渡辺定己であります。

改選後、初めての一般質問になります。2期目にいたしましても初心に戻り、気を引き締め、町発展のため活動してまいりたいと思うところであります。

ことしも3週間を残すばかりになりました。反省を込めて、ことし1年を思い浮かべておりますが、議員として研磨を重ね、まだまだ活動できることがあったかと思っております。

また、支持者、有権者の皆様に対しましても迷惑をかけているところもあるのではないかなと思っておりますが、今後は精進して活動をしていきたいと思っております。

振り返ってみますと、昨年、果樹における害虫の被害が発生したときには、町長、前議長さんにはお骨折りをいただき、国会議員への要望書を提出した経過がありましたが、その際、農林水産省等の関係機関の農家に対しての意識、指導面での不足が多く感じられることがありました。

今年度は鏡石、須賀川地方の果樹園を見ますと、昨年のような害虫の被害は見られませんが、その反面、カッパン病という病害が広まって、早期に落葉し、品質の低下が見られ、農家自体の研究、努力も必要ではないかとつくづく思いました。私のところでは幸いにして何の被害もありませんでしたが、これから後継者の指導に当たるに対して、これまでの経過に対して注意をしていきたいと思うところであります。

また、ことしは2校の農家研修生の受け入れをしました。その1校の岩瀬農業高等学校の生徒のことを話してみたいと思っております。

研修日の朝、生徒を祖父が送ってきたので、あれと思いました。仕事をしながらいろいろ話を聞いてみたところ、家では父親の体が弱く、1週間に1度の透析が必要で、お母さんが看病しており、仕事の中心はおじいさんであること。学校に行く前に朝仕事を手伝っているとのことでした。卒業後は農業短大とか上の学校を目指すのかと聞いたところ、僕は就農します。70を過ぎたおじいちゃんに早く楽をさせたいと思っているとはっきりと答えていました。何と今どき感心な生徒だなと思えました。短大生と比べても仕事はできるし、考えもしっかりしており、私自身本当に考えさせられました。

今後、若手後継者の育成にはいろいろ難しい点もありますが、鏡石、須賀川後継者会で年4回の指導会を開催しておりますが、剪定など栽培面での経験を教えるなど、子供たちの目線でコツコツと指導していきたいと思っております。

また、私も初心に戻って、来年から1から勉強していきたいと思う日々であります。

それでは、通告に基づき、2項目について質問をさせていただきます。

まず、1番目の公職選挙法についてお尋ねします。

私たち議員は地域に偏することなく、住民全体の代表であることを自覚し、住民の福祉、暮らしの向上のため、日ごろから活動しているわけでありまして、国会議員から地方議員まで有権者に対する思いは一緒であります。

議員として活動するためには4年に一度の選挙があります。多くの人たちの手をかり、そして1軒、1軒お願いに歩き、自分の活動方針を訴えながら、長期間にわたって運動するわけで、気力と体力を要するわけでありまして、4年間の審査を受けるわけでありまして。その選挙法について、前から不自然だと思っていたことがあり、今回質問をするわけでありまして。

公職選挙法の一部改正が第125回国会において成立し、平成4年12月に公布されました。選挙運動用はがきについては、法第124条第3項で衆参議院及び都道府県の知事は、従来は無料とされていましたが、改正により、都道府県の議員並びに市町村の議員及び町の選挙においても無料とされ、私たちも活用しております。しかし、選挙用自動車、同乗運動員及び掲示場ポスター等の経費については、市以上の選挙では認められ、町村では認められていないのが現状であります。

このたび国立国会図書館の政治議会課の調査員、佐藤さんに代理人を通じ、公職選挙法及び参議院議員政治改革に関する特別委員会会議録を拝見させていただきましたところ、平成16年1月14日の委員会において、渡辺秀央委員の質問の政府答弁で、平成4年12月、緊急改革により選挙運動用はがきの郵送の無料化とか運動用ポスター作成費といったものの公営の対象とできるよう拡大を図り、法律改正後の実施状況とか、今後の選挙の実態等も踏まえて検討を続けるという答弁でありました。

また、図書館の選挙時報第42巻第2号の公職選挙法の一部改正につきましての中で、選挙運動自動車、ポスター等の費用につきましては、都道府県の議会の議員及び町の選挙、市の議会の議員及び町の選挙については無料とすることができるものとする。法第141条第66項に改正となっており、今回の改正においては、町村長、町村議員の選挙は対象とされていないと書かれておりました。これは 上げたとおりであります。

今後においても、地方はますます厳しい状況に置かれるわけであり、良識ある有能な人材や女性議員をどんどん輩出することが急務であり、そのためにも選挙に出やすい環境づくりこそが大事と思われるわけでありまして。

そこで質問いたします。

の選挙公営の拡大について、議員としては岩瀬議長会、県、そして全国町村議長会において話題を提示するよう提案を進めますが、町として岩瀬地方、県、そして全国町村会において話題を提示する考えがどうかお尋ねいたします。

次に、2番目の土地利用計画についてであります。

以前にも関連で質問した経過がありますが、人類は古くは川、海辺より発達してまいりました。現在においては道路の開通により町が発展していきます。今、国道118号線沿いの須賀川市分において年内開店を目指し、メガステージが急ピッチで敷地造成、店舗建築が進められております。道路1本できることにより、人々の動きがこうにも変わるのかと驚くばかりであります。敷地のほとんどは水田でした。地権者は農家であり、水田を耕作するよりも収益がいいからといって、10アール当たり年間90万円で、20年間の賃貸を結び、喜んで貸しているのが現状であります。

一方、118号線の鏡石側はどうでしょうか。水田、果樹園、山林が広がるのどかな田園風景であります。このような中で、ちょうど高久田一貫線が鏡石分はほとんど完成し、須賀川市側の工事が待ち遠しいわけではありますが、何とか今年中に全面開通を持ってくるよう期待しているわけであります。

全面開通になりますと、当然のことながら須賀川方面のにぎわう状況を見れば、期待を寄せる住民の方々は大勢おります。鏡石方面はどうするのか、どのような方向でいくのか話題が出てまいります。

今、住民は米余りの時代、高齢化が進み、田畑が荒れていくのを見てどう思うでしょうか。また、町には平成12年に作成されました鏡石町高久田地区土地利用調整計画があります。調査目的から推進方策まできちんと報告がなされており、すばらしい報告書であります。しかし、10年一昔と言われ、現在では5年ぐらいに変化しているのが現状であります。

住民意識調査によりますと、住民及び地権者の意向を把握し、住民などの立場から見た整備課題を把握するとともに、土地利用整備計画に対する住民の関心を喚起することになっており、計画の推進方策としては基本的な方針を示したにすぎないことから、今後行政と地元の継続的な意見交換を進め、さまざまな事項を調整する必要があります。特に地元意向調査の結果を踏まえると、開発の期待感が高まることも予想されると記載されております。

また、計画推進に当たっては、高久田地区町づくり推進協議会などの設置を目標に、町が行政的な立場から、課題となっている事項を地元へ明確に説明するとともに、行政と地元が一体となり、意見を交わす、必要があると考えております。

そこで、お尋ねします。

町道高久田一貫線の土地利用計画の素案はお持ちでしょうか。あればその内容を教えていただきたいと思っております。

平成12年度に作成した鏡石町高久田地区土地利用調整計画の改正を行う予定がおりますでしょうか。また、改正に当たっては、地元意向を踏まえた土地利用施策を検討していくとともに、長期的視野に基づいて、地権者の得失を見きわめた施策の展開を模索していく必要が

あると思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 3番、渡辺定己議員の質問にお答えいたします。

2番の土地利用計画についてのご質問にお答えいたします。

計画の素案について何かあるのかについてでございますが、平成11年度に高久田地区の約130ヘクタールの土地について、土地利用調整計画調査を実施いたしました。評価結果は、須賀川市側の構想との連携を図り、沿道環境整備へのポテンシャルを生かして、都市的土地利用の推進として、一部沿道のサービスゾーンと住居系ゾーンの配置が望まれ、それ以外については、法適用や地区の実態などから農業的土地利用としての条件が備わっていると考えられるとの評価でございました。

ついでには、現在の国土利用計画においては、農用地及び森林原野に、また都市計画においては市街化調整区域に位置づけられておりますので、当面、高久田一貫線等の幹線道路の整備に努め、貨物の福島空港利用状況、そして経済情勢や住宅需要及び町の財政状況を見据えながら、土地利用計画を検討してまいりたいと思います。

また、平成12年に作成した計画書の改正について、住民との意見交換の場を持つてはどうかというご提案でございますが、見直しも含めまして調査研究を今後してまいりたいと、このように考えています。

私からは以上でございますが、ほかの質問については担当課長からお答えいたします。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

公職選挙法についてのご質問でございますが、公職選挙法はご承知のとおり、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の機会均等を図る手段として、選挙公営制度を採用しており、県内の市議会議員選挙、そして選挙運動用自動車の使用、ポスターの作成費用等が各自治体の条例化により公費負担となっております。

ご質問のとおり、町議会選挙につきましては、選挙公営制度の適用規定がないことから、公費負担ができない状況でございます。地方選挙における選挙公営の拡大の対応につきましては、県町村会に照会いたしましたところ、ご質問の内容につきましては全国議長会で大会決議をし、そして国、関係省庁に要望活動を展開しているとのことございました。

また、県町村会の議長会につきましても、地元国会議員に同内容を要望活動しているとの

状況でございました。

ご質問の町村会等で話題を提供できるのかというふうなことでございますが、ご質問の趣旨を勘案しまして、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 3番、渡辺定己君の一般質問はこれまでとします。

木原秀男君

議長（仲沼義春君） 次に、通告があります。10番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 10番議員、木原秀男でございます。

ちょっとお聞きにくい声になるかもしれませんが、ご容赦願います。

ことしの夏からちょっとその忠霊塔のところの工事の件ですが、非常にお年寄りには、また散歩する人にとっては好評のようでございます。あそのコーナーを通りますと、やはりほっとする気がいたします。落ち葉とか清掃は大変だと思いますが、少し美しい町づくりの一環としていいことではなかったかなというふうに感じます。

それでは、質問させていただきます。

きのうの新聞ですけれども、先ほど議員から発表ありましたけれども、世界57カ国国際学力学習到達度調査によりますと、理科はやはり2位から6位と、数学的活用が6位から10位へと、読解力は14位から15位と下がっております。これがゆとり教育と称して、詰め込み教育からの脱却をねらった結果なのかと憂えるわけでございます。

特に全国小学生と中学2年生を対象に実施されました理科の実験観察調査によりますと、観察と実験を通して学んだ内容が身につかず、ますます理科離れが激しくなる傾向と論評されております。そして、先生方には、もっと仮説や結果を予測させたりしながら実験を指導してほしいと教育現場に強く要望しております。いわゆるますます子供たちが理科離れをしていく中で、わかりやすい楽しい理科の実験を工夫して授業を行ってくださいということであります。学力は落ちるや、体力はこれ以上下がりようのない危機的な状況の中で、子供たちの将来が危ぶまれるきょうこのごろでございます。

そこへタイミングよく12月2日に工学院大学の先生、学生による理科の体験教室が我が町で行われました。町制施行45周年記念事業の一環として行われたわけですが、第13回までは地元東京、八王子や関東方面を中心とした開催だったようですが、14回目にして初めて東北地方の我が町、鏡石にやってまいりました。

81名のスタッフではございましたが、先生方、そして学生の皆さんにとっては、この東北地方鏡石町は果たして理科実験にふさわしい町であるかというふうなことを私は大変心配、懸念したわけではございましたが、何とかすばらしい鏡石町のスタッフによりまして、成功に導くことができましたことは非常にうれしい限りでございます。子供たちの帰りの様子を見てみますと、不思議だったとか、またおもしろかったとか、目が輝いておりました。帰り際に親子として楽しかったという話を聞いたときには、ああ成功だったなというふうに感じたわけでございます。スタッフの皆さんには大変ご苦労さまでありましたが、成功を喜んでおります。おめでとうございます。

今後とも継続は力なりと申しますので、この一発行事だけで終わるのではなくて、継続をして、こういうふうな今現在の理科離れを防ぐためにも、理数離れを防ぐためにも、継続努力をしていただくことを強く要望いたしておきたいと思っております。

質問に入りますが、行政運営についてでございますが、1つ、F F型行政組織は町民にわかりにくい。見直しの可能性はあるのかどうかということでございます。F F型行政組織とはフラット・アンド・フレキシブルという行政組織の一つでございますが、2003年3月に策定されました国の行政システム改革推進計画により、硬直化した今までのピラミッド型の人事行政組織を改め、より効率的に、より迅速に機能する行政組織の一つとして採用された行政システムであります。県は平成15年4月から、町は平成16年4月から採用されております。

このF F型行政組織のメリットは、1つ、迅速な事務処理と意思決定が可能な組織。2つ目、権限と責任の明確化による職員の総戦力化の組織。3つ目、職員の主体性を発揮することにより、組織の活性化と士気の高揚を図れる組織ということでございます。4つ目、機動的、弾力的な行政組織が可能な組織である。5つ目、目的志向型の行政運営への転換に向けた組織であると、よいことばかりでございます。いずれも職員の意識の改革ということが根底になっております。端的に言えば、わかりやすく言えば、野球型からサッカー型への転換ということであります。野球は、各ポジションは決まっておりますけれども、役割分担は決まっておりますけれども、サッカーはフォワードもディフェンスも状況に応じてポジションを変えられるという違いです。グループ長は、監督でもあり司令塔でもありという役割でございます。

そういういいことづくめのF F型組織ではあります。反面、この制度のデメリットとは何かと申しますと、1つ、組織や職の名称がわかりにくいと。これは町民の声であります。グループ長とはどういう仕事をするんだと。何のグループなんだという、わかりにくいというふうなことでございます。2つ、係長不在のときには機能の低下を来すというふうな欠点もございます。少数精鋭主義はよいのですけれども、不在のときというふうに言われており

ます。3つ目、チェック機能が十分確保されていない。ということは、1人で判断しなければならぬというふうなことで、チェック機能が危ぶまれるというふうなことですよね。4つ目、係制がなくなり、まとまりがなく、自分個人の仕事にしか目が行かない傾向があるなど等のデメリットもあるそうでございます。

確かにこの組織は庁内では評価されておるようでございますが、意識の高揚が図れたとか、そういうふうなメリットですが、やはり町民の目から、レベルから見た視線ではわかりにくいというふうなことでございますので、見直しの必要はありませんかというふうなことでございます。

2) ことしは学校関係や官庁関係の連休、3連休が非常に多過ぎました。これでは子供は学校で勉強する時間があるのか。また、官庁においては住民サービスの低下を来さないのか心配されております。

3) それに連なって、祝日、祭日、土曜、日曜日のサービス開庁予定があるかどうかというふうなことでございますが、毎年、これからもそうなのかもしれませんが、国や県、市町村の公的機関の週休2日制はほぼ定着したようでございます。

しかしながら、さきの統一地方選挙におきましては、土曜日、日曜日の開庁を公約に掲げる首長選挙候補者が多かったように私は記憶しております。それも民間と比較しまして、官庁関係は連休が多過ぎて、行財政改革の折、職員削減、人員削減を町民は意識しております。こう3連休が多くなりますと、町民のジェラシーもヒートアップするというところでございます。

また、過日の43年ぶりに行った全国学力調査では、先ほども申しましたけれども、小学校6年生と中学3年生が対象ですが、福島県は総合的には国語、算数、数学は全国平均であり、一安心というところでございますが、国際学力テストも同じく応用力に問題があると示されております。子供の体力が危機的なレベルにあるのに、ましてや今後設立予定の総合スポーツクラブと学校週休2日制をどのように結びつけるのか。勉強に対するこのような学校週休2日制ないし3日間の連休は、子供にとっては今後どのように学力を低下させるのかわからないというふうなことも言われております。

我が町では行政の運営として、金曜日は窓口延長と称しまして、税務町民課による5時から7時までの延長業務を行っておりますが、今後の連休、3連休に備えて、せめて土曜日、日曜日の何時間でもよろしいですから、住民サービスの方向を計画できないかとお尋ねするものであります。

2、道路行政についてであります。過日、鏡石サービススマートインターチェンジが9月14日の開通以来、3カ月で利用台数が3万台を突破したとのうれしい報告がございました。今のところ順調に推移しているということでございますので、今後もより広く、より多くの

皆様に呼びかけて、利用台数を右肩上がりになるよう、みんなで努力、協力しなければならないと思っております。

12月3日には鏡石スマートインターチェンジを利用した町道での事故を予測した集団救急事故対応訓練が関係者で行われました。その結果、高度医療機関まで搬送するのに40分と、10分強短縮することができたという新聞の報道がございました。高度医療機関というのは、県立医大のことでしょうか、この10分短縮ということは大変なことなのです。人命にかかわる事故では1分おくれますと、約7%から10%治療の成功率が低下するそうでございます。逆にこれが犯罪に利用されると大変困るわけですが、鏡石スマートインターチェンジの設置の必要度の高さがこれでわかったわけでございます。

ここで質問申し上げます。

インターチェンジ付近の住民から苦情はないかであります。主に岡ノ内方面ですね、向こうの方は下りの方ではございません。岡ノ内の方の付近住民には苦情は出ていないかということでございます。

今後の予定ですが、道路や規模の関係で、やはり大型車の出入りのインターチェンジは要らないのではないかという私の考えですが、また大型車が入りましますと、もちろん面積的にも、道路の形状からしても難しい状況ではないかと思っておりますので、大型車の出入りのインターチェンジは要らないのではないかということですが、いかがでしょうか。

この際ですから、歩行者を守るために歩道のガードレール等をつけたり、速度制限の検討は必要ないかということですが、いわゆるこの役場通りの突き当たりのところまでが結局メインで通ると思いますが、一部はガードレールがあるんですけども、ガードレールがちょっとない。ガードレールが必要かなというふうなことで、今後も多くなることが予想されますので、一応必要かなとは思っております。速度制限ですが、40キロではございますけれども、どうなんだろうね、こう増えますと、大変台数が動きますと、やはり40速度ではどうなのかなんていうふうな気がいたしまして、検討をしていただきたいと思えます。

3、教育行政についてでございます。

今、町で取り組もうとしている総合型地域スポーツクラブの件ですが、設立は地域、学校との連携はどのように創出するのかでございますが、国内においては、今までのスポーツ活動システムの疲弊により、人間関係の希薄化を来し、健康的な生活を維持することが困難となったため、新たなスポーツクラブの型として、この総合型地域スポーツクラブを立ち上げようとしているものであります。

この総合型地域スポーツクラブは、今後全国の各市町村に1つ以上の総合型地域スポーツクラブを育成することによって、地域、学校が連携したスポーツを核とする新しいコミュニ

ティーを創出するための未来型のスポーツクラブを目指そうとされていると思っております。実際には行政依存型から脱皮して、要するに主体的にスポーツを楽しむのは個人であるから、何もかも行政に頼らずに、自分たちで賄いなさいという考え方から来ています。

この考え方はドイツの民間のスポーツクラブの発想でありまして、ドイツでは日常歯磨き程度にこのスポーツを楽しんでおるようでございます。行政がタッチするのは大きな大会だけだそうでございます。

前にも言いましたとおり、子供たちは危機的な状況にあります。真っすぐに走れなかったり、またカマキリトカゲのような走り方をする子もいます。また、ボールをどこに投げるかわからないような子供もふえております。体は大きいのですが、内面の本当の強さがありません。これは原因としてはライフスタイルの変化、子供の食生活の変化、住環境の変化などが上げられますが、家の中に閉じこもる子供が非常に多くなったというふうなことでございます。

学校にも体育の授業がありますが、このようなさまでございますから、週休2日制の受け皿が問題とされている中で、この総合型地域スポーツクラブと学校の連携をどのような形で創出していくのか、お尋ね申し上げます。

2つ、温水プールの指定管理者制度への移行は利用者へのサービス向上につながったか。メリット、デメリットはどのようなものであったかをお尋ね申し上げます。

3つ目、A E D、自動体外式除細動器の設置場所は、人の集まる駅とか集会場、体育館等への設置は必要ないのですかというふうなことなんです、このA E Dは9月に質問しようと思ったんですけども、気合が乗らずに流しましたが、設置場所がちょっと納得いかなかったので、おくれればせながら質問させていただきます。

ことしの夏の高校野球のことですが、公式戦に使用される県内の主要26球場のうち、半数の13球場が未整備、未設置であることがわかりまして、県内の高校野球では3年前に、高校球児が胸に打球を当てて亡くなる悲しい事故を私は記憶しております。それなのに、残念なことに13球場未整備とは驚くばかりでございます。この対応としては、市は保健センターなどのあるところから一時的に借りたり、レンタルもして賄ったそうでございます。

A E Dとは、心臓停止に対して電気ショックを与え、正常な状態に戻すための機器でございますが、値段としては20万から50万くらいだそうです。もっと先に行けば安く買えるそうでございますが、心臓停止、とまること、米国では1990年代から注目されていたそうでございますが、日本では関心が集まったのはこの春からのような感じでございます。それまではこういうふうな事故は原因不明の突然死とか急性心機能不全としか扱われていなかったことではございましたが、このほどA E Dも救急救命士しか使われていなかったものが2004年7月から一般の人も使用が認められるようになったということで、利用されているわけで

ございます。

心臓停止は5分以上になりますと意識回復が困難になり、社会復帰が大変だというふうなことも先ほど申し上げましたが、したがって、現場にいる人が直ちに除細動を実施する必要があるということでございます。近年、AEDがあったら助かったというふうな事故が大いに20件あったそうでございます。ちなみに、その代表的なスポーツは公式野球による事故が7件、これは練習中も含めますが、軟式野球が2件とサッカーが2件、ソフトボールが2件と、金属バットで殴られた事件で1件とバスケットボール事故が1件、空手の事故が1件と柔道事故が1件、この柔道事故というのは須賀川の中学校の事故でございます。けんかの仲裁の事故2件と合計20件ですが、このうち半数以上が死亡しておりまして、AEDがあったら何%かが助かったのではないかとと言われております。運不運が左右しますが。

ちなみに鏡石町のAEDの設置場所でございますが、5カ所、公民館、社会福祉協議会、温水プール、青少年ホーム、役場と5カ所だそうでございます。福島市では134カ所公共施設に取りつけてあります。予算の関係もあるのではないかと思われますが、必要と思われる場所は人の集まる場所、ひとつ児童館はどうでしょうか。それから体育館、それから鳥見山球場、これも説明を要しますが、駅、小・中学校、幼稚園、保育所、陸上競技場などなどなんですか、確かに値段の関係もあって大変だと思いますが、例えば鳥見山球場で事故があった場合、体育館にもございませぬ。体育館にも入っていませんから、ございませぬ。例えば体育館にあったとしても、体育館は日中は勤務されている方がいないんですよね。どうなんだろうな、そうしたら、陸上競技場に欲しいのではないのかなというふうな気がするんですよ。

この事故を見ますと、球技が非常に多いんですよ。ですから、そういうふうなところ、人の集まる場所ですよ。ひとつまた駅とか高齢者も倒れるというふうなことも聞いておりますけれども、どこまでカバーできるかわかりませんが、私は必要とするのは、やはり児童館、小学校、中学校、鳥見山球場、駅、体育館が欲しいのではないかなというふうなことなのですが、質問申し上げます。

これで第1回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） ここで議事の都合上、昼食を挟んで午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時18分

開議 午後 1時00分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 10番、木原秀男議員の質問にお答えいたします。

私からは1番の行政運営についての1)のFF型行政組織についてのご質問にお答え申し上げます。

このFF型組織につきましては、平成16年4月から課の統廃合とグループ制を導入して4年が経過しております。その後社会情勢や自治体業務も複雑、高度化するなど、変化していることから、町民によりわかりやすく、親しまれ、効率の上がる組織のあり方と事務量のバランス等を総合的にとらえ、見直しを図っていきたいと考えております。

私からは以上でございますが、そのほかに質問については担当課長等からお答えをいたさせます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 10番、木原秀男議員の質問についてお答え申し上げます。

3番の教育行政についてということでございますけれども、最初に、1番の総合型地域スポーツクラブの設立ということでございますけれども、当町において、現在総合型地域スポーツクラブを設立に向けまして、現在町の体育協会内に設立準備発起人会を立ち上げております。現在町民2,000人、それから小・中学生約600人を対象に、スポーツに関するアンケートを実施して、現在集計作業を行っているところでございます。

今後、このアンケート調査をもとに、鏡石町としての方向性を検討しながら、既存団体や学校等へ総合型地域スポーツの骨子及びその必要性について説明をしていきたいと考えております。

地域と学校との連携については、学校の枠組みを超えて地域の指導者に見守られながら、スポーツに親しむことが可能になります。また、学校の部活動においても、学校と総合型地域スポーツクラブとが連携、協働することが可能になると思っております。

総合型地域スポーツクラブは、子供の体力向上にとっても中心的役割を果たすことが期待すると思われまして、学校週5日制の趣旨とも合致するものと考えております。設立に向けて、今後活用策について検討していきたいと考えております。

2)の温水プールの指定管理者制度の移行等でございますけれども、町民プールの管理運営については、本年4月から指定管理者制度による運営をしているところでございます。これまでの利用者の状況は、前年とほぼ同数の利用者数で推移しているところでございます。また、指定管理者による運営によって、これまで利用者からの不満などは特にないため、順調に運営されていると認識しております。費用面では指定管理者の導入によって、昨年に比べ、約470万円の町費の削減を見込んでおります。

指定管理者制度のメリット、デメリットにつきましては、一般的なものとして、メリット面では管理者が民間の手法を用いて弾力的な施設の運用により、経費節減が期待できることや利用料金を条例の範囲内での利用者増へ向けたサービス向上や集客への取り組みができることなどが上げられます。

デメリット面では、収益向上を理由に、本来業務とは無関係な業務の拡大が懸念されるところでございます。町民プールの運営に当たりましては、指定管理者からの定期的な管理報告、町と指定管理者との打ち合わせなどにより、協定どおりの管理が行われているかのチェックをしているところでございます。

また、運営を適正かつ円滑に進めるため、本年4月に運営協議会を設置するなどして、利用者の増大等に努めているところでございます。

次に、3)のAEDの設置についてでございますが、AEDは心臓の心室細動の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器でございます。日本では救急車が到着するまで平均6分強を要するため、AEDが非常に重要な役割を果たすとされております。

現在、町としましては、役場庁舎、勤労青少年ホーム、陸上競技場と町民プールの4カ所に設置しており、それぞれの施設の職員等には機器の操作の講習を受講して、緊急事態に備えております。

ご質問の駅、集会所、体育館等へのAEDを設置することについては、設置場所を含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 10番議員のご質問にご答弁いたします。

私からは1の行政運営についての中2)ことは学校や官公庁関係の連休、3連休が多過ぎた。勉強する時間や住民サービスに影響はなかったかにつきましてでございますが、余暇を過ごしてもらおう趣旨で平成12年からハッピーマンデー制度が導入されまして、平成19年は10回の連休がございました。現在のところ、休日の戸籍関係の届け出事務等は日直が対応しており、特に問題がなかったかと思えます。また、特に勉強時間や住民サービスへの影響は少ないものと認識しております。

次に、3)それに連なって祝日、祭日、土曜日、日曜日の開庁計画はないのかということにつきましては、金曜日の窓口延長を実施していることから、現在のところ費用対効果の関係からも計画がございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私からは2の道路行政について、1)のスマートICの社会実験の関係のご答弁を申し上げます。

のIC付近の住民の苦情はないかというご質問でございますが、鏡石スマートICにつきましては、本年9月14日から社会実験が開始され、現在1日平均約400台の利用台数があり、先日3日には3万台突破のキャンペーンが行われたところであります。

付近住民からの苦情につきましては、東北自動車道上り線側の仁井田・笠石線と鏡田140号線が交わる交差点での区画線について苦情がございました。町といたしましては、道路構造令や交通法令等に従いまして整備したものでありますけれども、地域住民の皆さんの要望に沿えるよう、地元警察署と協議をいたしまして、一部セーフティーコーンなどを外す対応を行いまして、地元区長さんの了解を得たところでございます。

次に、の今後の予定として大型進入可のICの運動は要らないのではないかというご質問でございますが、現在鏡石スマートICは社会実験としてその整備効果を調査しておりますけれども、最も重要なのは、通過利用台数になります。スマートIC利用促進のため、町内の事業所訪問を実施いたしましたところ、多くの事業所から大型車両通行についての要望がありました。スマートICの形態には、そのパーキングエリア、サービスエリア及びその周辺状況により利用制限が設けられたものがありますけれども、本来は全車種対応が基本であり、特に大型車両通行について運動する必要がなく、インターチェンジのアクセス道路が整備されれば、大型車両も通行するようになります。本町におきましては、スマートインターチェンジ上り線側、アクセス道路について大型車両が通行できる道路を整備するには、地形状多額の費用を要するため、当面普通車までの制限を設けたものでございます。

次に、の歩行者を守るための歩道の整備や速度の制限の点検は必要ないかとのお尋ねでございますが、歩道の整備につきましては、道路築造における制度上の基準があり、今回スマートインターチェンジアクセス道路の整備に当たりましては、制度上、歩道整備の基準に満たなかったため、歩道は整備されておきませんが、道路構造令に従いまして、それぞれ白線表示によりまして路肩を確保し、交通安全に努めているものであります。

なお、駅中央線のガードレール設置につきましては、交通量や財政状況との関係もございまして、検討させていただきたいと存じます。

また、速度制限の点検につきましては、県公安委員会所管となりますので、町といたしましては、道路新設等に伴う交差点協議等とあわせまして、安全確保の要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君の再質問の発言を許します。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 10番議員、木原でございます。

再質問させていただきます。

行政運営についての3)のそれに連なってというふうな問題の件ですけれども、一応開庁の計画はないというふうな話だったのですけれども、今後いろいろな面でやはりある程度住民のそういうふうな土曜日、日曜日、連休、連休、3連休などと続きますと、いろいろな問題が出てくると思うんですよね。やはりそういうふうなときには検討する予定もやはり頭に入れておかなければならないのではないかと私は思っておりますので、その辺も含めて答弁願います。

それから、もう一つ、ちょっと通告制に反するかもしれませんが、昼時間、12時から45分までというふうな昼時間の時間ですけれども、一応これもすばらしいやはり行政へ町民に対するサービスだとは思っています。

しかし、ある程度町民が、今までは1時間の休み時間をいただいて、職員の方々もそれに連なって用事とか食事とかというふうなこともしているというやに聞いておりますが、やはり15分短縮されたことに対しても、それでもこの辺には余り影響はないと思うんですけれども、この辺はただ会津だとか、よそ様は何か物すごくやはり商店街の売り上げが減ったとか、要するに食事だと思えます。食事とか買い物だと思えますが、やはり例えばこの辺でも、なかなかやはりご飯を食べて銀行に行けば、1時間の時間は必要だというふうな話も職員の方から聞きますので、それもあわせて答弁できれば答弁してください。

それから、道路行政についてですが、住民の苦情はない。これはすばらしいいいことだと思うんです。まさしくあそこはいつも通りますけれども、確かに肅々と車が通っております。たまに危ないというふうなところもございますが、この危ないというところは、この前も、今駒君が言っていたんですけれども、内藤商店、上から来たところのストップというふうに文字は書かれてあるんですが、あそこのところに、下を見ればストップというように書かれてあって、確かに今までの柱みたいに、門柱みたいにぱっと立ってストップというふうになっていけばというふうなことを言っているんだと思いますけれども、やはりあの辺もちょっと危ないところかなというふうなところなんです。やはり運転していて、今までのあれが頭に入っていますから、こちらの方が優先だと、内藤商店の方からおりて来た方が優先だというふうに頭に入っていますから、それが逆になりましたから、その辺が下にストップと書かれていますけれども、その辺ももう少しご検討いただければありがたいと思っております。ひとつ検討してください。

それから、 の歩行者を守るための歩道の整備や速度の制限ですが、これも検討、そういうふうな打ち合わせをするというふうな今話を承ったんですが、できるだけそういうふうな事故とか飛び込みとか出ないうちに、やはりできるものだったら、あそこの部分だけちょっとガードレールがないものだから、それもちょっと懸念したものなのです。

それから、一応速度でも何でも、今のところはそんなに影響がないとは思いますが、あそこの道路は非常に広いですから、しかし、行く行くはなかなか大変なのかなというふうなことで、ぼんぼん通られると、またこれも事故でも起こらなければいいなと思ってるんですが、あそこは今40キロになっていますから、30キロの速度でもいいんじゃないでしょうかというふうなことの要望ですから、ちょっとこれも検討してください。お願いします。

それから、3の教育行政についてですけれども、今取り組もうとする総合型地域スポーツ、教育長、これは受け皿が問題なんです、週休2日制の。これ今地域のリーダーをどのように云々というふうに言っていますけれども、何も受け皿がなければ、今までもそうなんです。週休2日制の受け皿がなくて、非常に子供は右往左往していた部分があるんです。

だから、問題はそこなんです、地域のリーダーを育てるといようなことは。そこなんです、問題は。だから、それをどのように育てて、地域と学校を連携するのかというふうなことが私は一番そこを聞きたいところなんです。

ただ、こういうふうな地域型スポーツはというふうに格好いいことをやろうとしていますけれども、中身がない。中身がもう仏をつくって魂が入っていないと私はいつも見ている。だから、その辺をよく検討いただいて、地域のリーダー、果たしてどのように育成するのか、子供にどのように対応するのか。

今までだってそうでしょう、この週休2日制、何年になりますか、4年になりますよね。学校週休2日制、これも受け皿などは大した目立ったいい受け皿などはできていません。ここです、問題は。それをどのように創出するか、地域のリーダーを育てるかということ。もうちょっと具体的にお答えいただければありがたいですね。

それから、3番の2)ですが、温水プールの件ですが、一番ここで問題になるのは、燃料費だと思うんですが、燃料費のことはちょっと私どもが東京の会合に行きましたところに、宮城県の松島町というところがあるんですが、日本三景の一つですね。あそこで温水プールをつくりました。そして、それは何で燃料をとっているかというと、電気だそうですね。うちみたいに重油とか、そういうふうなあれではなくて、電気です。したらば、数字的に聞いたらば、4分の1くらいで済むというふうな話ではないですか。ただこれだけの灯油関係でつくってしまったものをそういうふうに変えたらば、それは大変だとは思いますが、システマ的には大変だとは思いますが、一応参考になるかどうかわか

りませんけれども、一応お聞きになったらいかがでしょうか。

それから、指定管理者制度へ移行したならば、やはりサービスが悪くなったと。掃除もよくできていないというふうな苦情がありますよ。気合いが入っていないのではないですか、そういうような苦情もありますよ。本当のそういうふうな苦情がありますよ。ですから、その辺もあわせてもう一度点検いただいて、やはり私もたまには利用させてもらいに行くんですけれども、どうなんだろうなというふうな疑問を持った。ただ、毎日毎日のように使っている方にお聞きしたところ、そういうことなので、ひとつご検討いただければと思っております。

それから、3番、人が集まる駅とか集会場、AEDの関係ですけれども、一つ何か総務課長訂正いただいたそうですが、陸上競技場であって公民館ではないというふうな話ですよ。これでよろしいですね。公民館ではなくて、陸上競技場ですよ。確かに事故を見ますと、球技関係が多いんですよ。そして、今、子供の体力が物すごくなくなっている。ひどい。もう限界に達しているね。だから、体力が弱っているということ。いかなる事故が起こっても不思議ではないというような子供の体力なの。

また、逆に言えば、年配の方ですよ。年配の方の集まる場所は駅とか集会所ですよ。こういうふうなところでも、今、割かしショックで何かのちょっとしたあれでもって倒れるというふうな感じの方々が見受けられるですよ。ある行政府などでは、集会場にも取りつけしているんですって。それから、高齢者のいる家庭にも補助金を出して買ってもらっているというふうな行政もあるようです。

そこまではまだいなくても、要するに児童館だとか、そういうところには必要だと私は思うんです。児童館、駅、それから学校にないということはどうなのかな。これはみんな公民館のものを使えなくて、陸上競技場の方から借りて使うとかなんとかという風になるんですか。そうすると、ちょっと時間がたちますよ。5分以上たったら難しいというような話ですが、小学校、中学校は、そうすると公民館にはないんだから、陸上競技場まで行かなければならない。小学校は勤青ホームまで行かなければならない。その間、あれは簡単なの。スイッチを入れますとマイクで案内してくれますから。ガイドしてくれますから。これは案内なんだけれども、ただ焦ってしまうとできないから、難しいんだな。だから、やはりできるだけ数があればいいなというような気がする。私も講習を受けているんですが、講習は受けているんですけれども、結局やはりいざとなったら焦るんでないかなというふうに自分でもやはり思っております。そういうふうなところもありますから、できるだけ数をふやしておいていただければありがたいなと思うんです。

それから、もう一つ、講習はみんな受けていますかね。役場の方々は率先して講習ね。この件を聞いておきますよね。欲しいのは児童館が欲しいね。駅が欲しいね。できれば小学校、

中学校にも欲しいね。その辺をちょっと検討されてご答弁いただければありがたいと思います。

これで2回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 10番、木原秀男議員の再質問にお答えいたします。

1番の行政運営についての3)3連休の関係のご質問でございますけれども、このハッピーマンデーについては、ゆとりといいますか、そういった3連休を通して観光の振興や、あるいは地域の活力を図ろうという趣旨から設けられたと、そのように聞いておりますけれども、反面、それによって支障が著しくあるということになればまた、そういった日曜、祭日に窓口業務などについても検討するようなことにもなろうかと、そういうふうに考えております。

また、4月から執行されました12時15分からの昼休みで、県とか市は昼時間、外食をするのに非常に短いということで戻す、あるいは戻したというところもあるようでございます。本町においては、それほど職員も多くございませんので、そういった飲食店に大きな支障を及ぼすということはないかと思いますが、いろいろと影響があるとすれば、これらについても今後検討を加えていかなければならないのではないか、そのように考えております。

私からは以上でございます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 10番、木原秀男議員の再質問についてお答え申し上げます。

最初に、総合型地域スポーツクラブについてでございますけれども、スポーツクラブの課題の中にも指導者確保というものがあまして、どういうふうにして、どういう種目にどういう指導者を何人ぐらい欲しいかという、そういったものも含めて、今回小・中学生にもアンケートを実施しておりますので、そういった子供たちのニーズなども把握してみたいというふうに思っております。そういったところに具体的にどういう指導者がいて、指導者養成も一方ではしていかななくてはならないというふうに思っておりますので、いろいろ町内にあるそれぞれのスポーツ団体との連携、また指導者の発掘、そんなこともあわせてやっていく必要があるだろうというふうに思います。

それから、スイミングプールの件でございますけれども、今、ご提案ありました電気による発熱ということでございますけれども、これについてはどのぐらいの費用がかかるか、その辺は調査したいというふうに思っております。

それから、サービスが低下したという声も聞いているというふうな話でありますので、その辺については運営協議会という場がありますので、その辺、町民としてこういう意見といえますか、サービスが低下したのではないか、それから掃除が行き届いていない点があるという声があるということを伝えながら、なお一層のサービスの向上に努めるようにお話をしたいというふうに思っております。

最後にAEDについてでございますけれども、設置する場所、どういうところがふさわしいか。それから、一気に設置するというのもなかなか容易ではないと思いますが、要するに順位、そういうところも含めて検討してまいりたいと思っております。

最後に、AEDの講習ということでございますけれども、今、町で設置した4カ所については、それぞれ職員について講習を受講していただいておりますけれども、その後、若干職員も変更もありますので、継続して機器の操作については講習を重ねる必要があるだろうというふうに思っております。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 10番議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、交差点の関係でございますが、団地の武藤商店さんの方からの交差点ということでお尋ねがございましたが、現在この交差点の安全性については、その後担当課といたしましても検討いたしまして、看板の設置をするということで、現在作成中でございます。スマートICからの出口の方に看板設置、それから団地の方からの下り線の方の看板の設置ということで、それぞれお互いに団地の方から車が来ます。あるいは高速道路の方から車が来ますよというふうなことでの注意を促す看板を作成中ございまして、近日中には設置予定となっております。そういうことで、地元の区長さんともお話を進めてまいりました。

それから、駅中央線の30キロの速度制限につきましては、先ほども申し上げましたとおり、県の公安委員会の方の所管となっておりますので、庁内の担当課等との協議を行いながら、今後県の公安委員会の方に要望に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

円 谷 寛 君

議長（仲沼義春君） 次に、通告があります。13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔 13番 円谷 寛君 登壇 〕

13番（円谷 寛君） ご指名いただきました13番議員の円谷寛でございます。

さまざまな出来事がありました平成19年も御用納めまであとわずか3週間ということになりました。小生が若いときに読んだ亀井勝一郎という人の人生論の中に、人生とは何かということを一言で言うならば、それは邂逅であるというふうな文章がございました。邂逅というのは、つまりめぐり会いということでございます。めぐり会いこそが人生だということで、いつも思い出しているんですけども、暮れが近づくにつれて、そういうことをひしひしと感じるのでございます。ことしもいろいろなところで、さまざまな人々や、あるいは芸術作品あるいは本などに出会ってきて、まさにめぐり会いは人生だというふうに感じております。

6月に秋田県の大潟村で農業問題研究会という有志数人で勉強会をやっているんですけども、そこで大潟村の農家の坂本進一郎さんという人を講師にして勉強会を行いました。この人は前から知っておりますし、本なども何冊か持っているわけですけども、昔は東北大学を出まして、北海道、東北開発公庫に勤めていたんですけども、1969年に八郎潟の第4次の入植者として八郎潟に入植したと。当初は五、六町歩の配分だったんですけども、その後村を離れる人などがあって、その土地を譲られて、今15町歩の水田を耕作しながら作家活動などを行っている方でございます。

その人がたまたま先月末の日本テレビ系の「ウェークアップ」という土曜日の番組があるんですけども、朝の番組ですね、8時からの。ここにいわゆる米問題の特集という中で登場いたしまして、ことしの水稻の経営の状況の話をしてございました。15町歩の水田を耕作をして、そして収支計算をしたと。そうしたところ、手元に残ったお金は150万円だったということをお話しておりました。

いわゆる政府は、非常に行き詰まった農政を何とか大規模化をすれば、日本農業が生き残るのではないかとことを盛んに宣伝をしておりますけれども、八郎潟のあの見渡す限り公平な、平らな、そして大きい1町歩単位の水田の中で15町歩をつくって150万円しか残らないということを聞いて、これはもう政府の言っている大規模化というものが、大規模にすれば農業は生き残るといことがいかに幻想であるかということを感じております。終戦後に「国敗れて山河あり」という言葉がありましたけれども、それに例えるならば、今、まさに「農敗れて田んぼあり」と、これが今の日本の農業の厳しい現状ではないかというふうに思うのでございます。

ことしは歴史的な価値があるのではないかと思われるような何本かの映画に出会うことができました。その一つは、先日ノーベル平和賞を受賞した、アメリカ元副大統領ゴア氏が制作をした「不都合な真実」であります。環境問題の今日の深刻さ、こういうものをだれにで

もわかるような、そういう解説で説明をしております、大変これはぜひすべての人々が見るべき映画ではないかというふうに感動したわけですが、その後、ノーベル賞ということをごさしまして、まさに価値のある、そういう映画ではないかというふうに思うのであります。

さらに、この同じアメリカの映画で、マイケル・ムーア監督の「シッコ」という映画も見せていただきましたけれども、これもまさに大変感動した映画のごさしました。世界の超大国、経済大国のアメリカの医療保険制度がいかにか病んでいるのかということ、よその国の医療制度などもふんだんに比較しながら、わかりやすく説明をしてくれておりました。

今、アメリカは国家予算の半分近くを軍事費につぎ込みながら、世界のあちこちで戦争を続けているわけですが、国内においても、これはまさに人殺しと呼んでもいいような医療保険制度で、大変金があれば命がないというふうな、そういう医療制度を実施しているのがアメリカであって、非常に貧しい国でありながらも、キューバなどはアメリカに経済封鎖をされながら、何十年も厳しい状況にありながらも、その医療サービスなどは一切無料であって、しかも発展途上国などの医学生をいっぱい受け入れて、医者をお国が養成して、そういう発展途上国を支援をしている姿なども、その画面の中にごさしました。

日本の政治も、どうも最近の医療制度の改悪等を見ますと、どうもアメリカの制度をまねしているのではないかと思うような制度ばかりがごさしますし、テレビではアメリカの保険会社が連日連夜医療保険のコマーシャルを流し続けている状況を見ていると、どうもこの日本の医療保険制度がアメリカに見習って、ああいうような状態を何か追っかけているのではないかということをお大変心配をするわけでごさします。

アメリカ映画ばかりでは大変片手落ちになりますので、日本の映画も1本だけ心に残った映画として挙げさせていただきますならば、やはりこれは「日本の青空」という映画がお大変印象に残りました。今、大変あちこちで上映運動をやっておまして、郡山などでも近いうちに上映されるそうでごさしますけれども、福島県の小高町出身である鈴木安蔵という憲法学者が、現在の憲法素案をつくるのに大きく貢献をして、そして努力をしてきた、そういうものを描いた映画でごさしますが、登場人物、今も歴史に残るような人ばかりの中で、その学者が一生懸命憲法素案をつくるために努力をしたという、そういう映画でごさします。

今の憲法はアメリカの押しつけであるという主張がお大変強いんですけれども、しかし、実際はいろいろな方がいろいろな努力をして、日本の国の将来を考えて、この憲法も制定されてきているということをおやはり考えさせられたものでごさします。

また、本との出会いもおたくさんごさしましたけれども、その中で2つだけ印象に残ったものを挙げておきたいと思ひます。

1つは、太田光さんの憲法九条をお世界遺産にという、発行は去年だったかもしれませぬけ

れども、この本もいたく感動いたしました。太田光さんは、この本の中で、東北の生んだ偉大なヒューマニズム作家の宮沢賢治について大変造詣がございまして、この人は一時国粹主義者の思想に大変動かされたと、心動かされていた時代があったということを取り上げて、なぜあのようなヒューマニズムの方がこのような国粹主義という思想に共鳴したのかについて大変突っ込んだ議論を、対談を展開しております。

やはり我々は単なるヒューマニズムということだけでは、そういう国粹主義とか軍国主義などの流れにはなかなかあがなえないということ、このことは示しているのではないかと思います。

もう1冊の香山リカさんの「なぜ日本人は劣化をしたのか」という本でございます。これは二本松の男女共同センターで香山さんが講演をされたときに、その本を求めて読ませていただいたんですけども、日本中は今あらゆる点で劣化をしている。そういうことを各分野にわたって、例えば本が売れない。特に難しい本は売れない。活字の小さい本は売れないということで、みんな活字が大きくなったり、そうしていますけれども、それだけではだめなんでないかと。みんな楽な方、楽な方にと流されていたのでは、何ぼ活字を大きくしても、肝心なその問題は解決しないんでないか。もう少し我々は困難な問題あるいは困難な難しい本でも挑戦して、やはり困難なことにも挑戦をしていくという心意気がない限り、日本人の劣化はますます進行するのではないかというふうに訴えております。日本の現状に対して、これほど端的に分析し、表現している本は最近余り出会わなかったもので、ぜひ紹介をさせていただいたわけでございます。

それでは、通告書に従って質問に入らせていただきます。

まず、通告書の最初は、町民健康増進のための取り組みについて質問をさせていただきます。

まず、年々増大する医療費と、それに伴って国保税も大変ふえておりまして、9月の議会でも論議をしましたがけれども、何とか国保税を引き下げる、安くする、そういう努力をしていかないと、32%もの人が納めることができないような国保税ではどうしようもないのではないかと訴えさせていただきましたけれども、では、そのためには何をするのかということをもう少し我々は掘り下げて考えていかななくてはならないのではないかと考えて、この問題を提起をしたわけでございます。町民全体の健康を増進するために、町政は何ができるのかということについて、もっと真剣に考えるべき時期に来ているというふうに考えるわけでございます。

2つ目は、町健康診断のあり方についてですね。もうこれは町の第4次総合開発計画の改訂版の中にも報告がございましてけれども、平成17年に基本健診を受けた人が1,468名、これは我が町の有権者が1万人を超えているわけですから、ちょっと受診率が低いのではない

かというふうに思っているんですね。

これをやはりどういうふうに考えていけばいいのか。やはりいろいろな理由があると思うんですけども、個人負担がちょっと多過ぎるのかななんていうことも考えておりますね。もう少し病気は早目に見つけて、早く治すということが一番安く上げる医療だというふうに思いますので、もう少し個人負担を減らすとか、あるいはもっともっと多くの町民がこの健診を受けるような、そういうシステムをどうやってつくっていくのかということをもっと少し考えていくべきではないのかというふうに思うんですね。

ついでに人間ドックなどについても、やはり今まで私もあちこちの医療について先進地の事例などを勉強させていただきましたけれども、立派な医療保険を運営をしている。そういう健康づくりを一生懸命やっているようなところに特徴的なのは、予防医療ですね。早期発見とか、そういう問題に対して、もう少しもっともっと力を入れているんですね、そういうところほど。ですから、我々ももっともっとそういうところにこそ力を入れて、この医療費の軽減化というものを求めていくべきではないのかというふうに考えるわけですね。

そういう意味では人間ドックなども何か予算が非常に最近では狭まって、申し込んだら締め切りだと言われたとか、あるいは前は65歳の人にもドックの対象はあったんですけども、今は60歳で打ち切りですよというようなことで、これは65歳についてはなくされてしまっていますけれども、そういうことではやはりいけないのではないかと。もう少しそういうものを対象を広げて、もっと早期発見、早期治療のような手法に変えていかないと、やはり手おくれになったり入院しては、大変医療費もかかるといってございまして、その辺をもっと積極的にやっていくべきではないかというふうに考えているわけですね。

3点目は、健康増進のために町民全体で取り組むスポーツの普及というものを検討し、実践すべきではないかということでございまして。こういう面では県内でも西会津町などは大変積極的に取り組んでおりまして、100まで健康な町づくりということで、これは全国的にも紹介されている行政がございまして。

お隣の矢吹町でも、前にも申し上げましたけれども、温水プールなどは60歳以上の町民には無料で開放した。これは財政再建の政策を取り入れるために、来年からは有料化にするということをお願いしておりますけれども、しかし、今まで60歳以上はただでプールに入れて、そして70歳以上は1日いても100円しか取らないということの中で、やはり健康にプラスになっているのかなと思えるのは、介護保険の料金が基本料金で、我が町よりも標準的な料金の比較をしますと、1人当たり1カ月1,200円も違うんですね。これは大変違うわけでございまして。そういうものに対して反映をされているのかなというふうに考えるわけでございまして、そういうものをもっともっと取り入れるべきではないかというふうに思うんですね。

いろいろ健康づくりの方法はあると思うんですね。例えば郡山のこの11月号の広報を見せ

ていただいたんですけれども、メタボリックからの第一歩ということですね。広報の2ページから7ページまで、6ページを使って、我々いかにしてメタボリックからの脱皮をするのかということの特集をして、この広報でやっておりますし、その下の段には健康教室として、丸ごと健康教室とか、はつらつ体の講座とか、そういうものをいっぱいメタボリック健診とか、こういうものを一生懸命取り組んで、こういう病気との闘い、メタボリックとの闘いというものを取り組んでいる事例もございまして、我々はもっともっとそういう先進地に学んで、やはりいいことは取り入れながら健康づくりを進めるべきでないかということでございます。

2項目めの提起は、町の財政公表のあり方についてでございます。

ことしも先日、11月、町の財政公表ということで回覧で回ってきました。回覧では大変膨大な量になるわけですね。ですから、回覧ではこれを読み切って回すということは大変なことで、これは容易なことではないというふうに思うんですね。パソコンがあれば、それはとれるということでございましょうけれども、そんなに全体的にパソコンを持っている人ばかりでもないわけですし、やはり町の財政は全体的に知らせることから言えば、あのような膨大なページ数ではなかなかこれをつくるのも読むのも大変でございましょうから、もう少し簡略にして、大事なところのみにして全戸配布をやるべきでないか。

その際に、やはり考えていいのは、町の広報に決算報告が載りますね。我が町の場合は2ページでございますが、矢吹町は3ページにわたって、この決算を書いておりますけれども、こういうものとあわせて見ていけばわかるように、この広報は全体に配布されるわけですから、そういうものを除いた部分でもいいんじゃないか。そして簡略化をして、そして全戸に渡るような、そういう財政公表を配られるべきではないかというふうに考えております。

3項目めは入札制度の改善についてでございます。

ここに述べておりましたように、県は大変な大問題になりました談合問題で、前知事が退陣に追い込まれて、そしてそれ以来さまざまな入札改革を実施してきたわけですが、町の入札の現状というものは、やはりまだまだ十分ではないというふうに思われますので、さらなる改革をすべきでないかと考えるんですね。

でも、住民からの監査請求が出て、その監査請求に対して、いわゆる4,000万を超えるごみ収集業務が随契ではおかしいんじゃないかということで町民から出された。監査委員は、それは違法ではないというようなことでありましたけれども、例外としてそういうものは認められるという解釈、それは非常にわかりにくい解釈なんですけれども、そうだとし、町の財政からいえば、そういう4,000万を超えるような業務委託が随意契約でなされていること自体が、やはりこれは異常だと思うんですね。やはり競争入札しなくてもできるからやらないというんでなくて、競争入札をやればできるとしても、やはり今の財政とかをいろいろ

る考えれば、あるいは町の土木業者など、仕事がなく困っているわけですから、新規に参入させることも可能なわけですから、いわゆる一遍に奪うということはできないのだったら、半分にして、半分は新規に競争入札するというようなことだって考えていいわけですね。そういう問題をもう少し取り入れるべきではないのかということでございます。

さらに3点目の入札も、指名入札は、やはり談合の温床になるわけでございますから、そうでなくて、一般競争入札し、もう少し多くの業者にも、おれは入札に参加できないなんていう小さい業者もいっぱいいますから、そういう人も含めて、やはり入札をさせて、極力公平に競争できるような入札制度を実施するべきだというふうに思うわけございまして、その辺の検討をすべきであるというふうに思います。

4点目は、町の財政健全化策についてでございます。何回も申し上げておりますけれども、町が一番基本的な町づくりの計画である駅東開発、これは第3次総合開発計画、私も第3次のときには委員長もやりましたけれども、特別委員会で議会が決めて、そしてさらに第4次総合開発計画でも、この駅東開発とうたってきたんですけれども、これがとんざをして、大変10億円以上のお金をつぎ込みながら、今とんざをして、あのようなあちこちに残骸とまでは言わないんですけども、草ぼうぼうの山をあちこちに築いて、そのままになっている。その状況を考えるときに、我々はやはりもう少し自分たちの身を削るような、そういう施策をやらないといけないのではないかとこのように考えているわけでございます。それにはまず思い切った特別職の、自分の身を削る、そういう関係経費の大幅なカットをすべきであるというふうに考えるんですね。

議会関係では、やはり私がいつも言っていますように、政務調査会の補助金というのは、我々議員になった20年前にはなかった制度でございますから、こういうものをやはり全面的にカットすべきだ。研修費も、やはり我々議員になったときよりも大変多くなっている。これもやはり減らして、少なくともこれは大幅に減らすべきだと。今は3泊なんてやっていますけれども、少なくとも2泊3日ぐらいにはしないと、町民に説明がつかないのではないかと思います。常任委員会の研修、さらには議運の研修など、屋上屋をつくるような研修、研修とやっていますけれども、そういうものもやはりカットをしていくべきだ。

そして、さらに、なるべくだったら、今、先ほども話にありましたように、県内でも矢祭町だとか、さらには西会津町だとか、立派な行政をやっているところがいっぱいあるんです。何でもかんでも飛行機を使って遠くにばかり行かなくてはならないということはないんですから、そういった町村、近くにあるわけですから、そういう近くなところで、もっとお金をかけないような研修だって何ぼでもできるわけでございますから、ぜひそういう面は考えていくべきではないかというふうに思うわけです。

3点目は、町長関係の歳出カットで、私が前から言っていますように、公用車、今実質的

に2台持っています。これはやはり1台でいいというふうに考えるんですね。決算審査の中でも、マジスタは燃費が悪いから、プリウス等を2台使っているというんですけれども、それはかえって経費をふやすことになるわけですから、どちらか1台、燃費が悪いなら燃費が悪い車は廃車にすべきであるというふうに考えるわけですね。矢吹町の広報を見せただきましたら、10月号でこういう広告があります。「公用車、町長車、議長車売却のお知らせ」ということで、町では財政再建3カ年計画に基づく取り組みとして、公用車、町長車、議長車各1台をさきの入札に売却をいたしますと載っています。議長に公用車というのはわからなかったんですけれども、ただ、この乗用車は大分古いんでございまして、私どもが議員になった昭和62年のトヨタのクラウンでございましてけれども、町長車の方は平成13年の、その当時の車でございまして、これはこれから競売をかけるというふうなことでございます。

我々もやはり新聞などによりますと、町長の公用車、自治体の公用車というのは競争入札しますと、大変高い値段で売らなそうでございまして、ぜひそういうものを検討して、今は財政が厳しくなった、そういう責任がやはり我々にもあるんだという、そういうものを示す一つのやはり証拠といえますか、そういうものとしてぜひこれは考えていただきたいというふうに思います。

最初の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番、円谷寛議員の質問にお答えをいたします。

4番の町財政健全化策についての質問にお答えをいたします。

財政健全化策については、平成17年度に策定いたしました鏡石町第2次行政改革大綱、いわゆる集中改革プラン実施計画に基づき、財政の確立に努めておりますが、集中改革プランをより積極的に推進するための特別推進プロジェクトにより検証、検討した改革事項について取り組んでいるところでございます。

特別職の関係経費を含め、今まで努力してまいりました。また、議会関係につきましては、私がここでどうこう申し上げる立場ではございませんけれども、基本的には研修は大変重要なことであると認識しているところでございます。

3番の公用車について、町長公用車は現在1台でございまして。したがって、1台にすべきであるということではございますが、1台であるということではございますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

私からは以上でございまして。

ほかの質問については担当課長等からお答えをいたさせます。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

副町長。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私からは、3番目の入札制度の改善についてご答弁を申し上げたいと思います。

1)、2)、3)とございますが、町では入札の透明性と公平性を確保する観点から、本年4月に一般競争入札の実施要綱を一部改正いたしまして、対象工事の設計金額の建築工事を3億円から1億円、土木工事を1億5,000万から5,000万円、その他の工事を1億円から3,000万円にそれぞれ引き下げて、改革して対応しております。どうぞご理解をいただきたいと思います。

また、国・県等における入札制度の改革についても調査研究をしておりますので、それらを参考にしながら、町の実情に合う制度を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 13番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大きな1番の町民健康増進のための取り組みについてにご答弁申し上げます。

初めに、1)町民全体の健康を増進するための施策についてであります。保健、医療、福祉に関する法整備や諸施策は社会情勢の変化に合わせて変遷してきております。昭和50年代の総合的な健康対策と老人保健法の施行、平成に入ってからゴールドプランの策定や平成6年の地域保健法の制定、平成12年からの介護保険制度の実施と、平成15年からの健康増進法の施行など、保健、医療、福祉の連携や統合が図られてきております。

そして、平成20年度からは老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律になりまして、糖尿病等の生活習慣病の有病者、予備軍の減少を図り、医療費の適正化を推進する観点から、特定健診、特定保健指導が開始することになりました。

町民の健康づくりのために、これまでも時代に即応して、さまざまな施策を展開してきております。また、健康づくりは保健医療分野ばかりではなく、社会教育や社会体育、生涯学習や生きがいづくりとの連携も含めて推進してきております。

今後は食育の推進も含めた健康づくりの啓発と普及を、これまでも中核でご協力いただいております保健委員、健康推進員、食生活改善推進員、そしてボランティアの方々と連携をさらに深めながら、各関連施策を有機的に結びつけ、総合的に推進してまいりたいと考えております。

次に、2)の町の健康診断のあり方についてであります。

ご承知のとおり、平成20年度からは、先ほども申し上げましたが、これまでの老人保健法に基づく健診から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診、特定保健指導へと大きく変更されまして、受診率の向上も目標値として求められております。

個人負担につきましては、受益者負担の考えから、これまでも検査項目により、1割から2割程度の負担をいただいておりますが、近隣の自治体との比較では、検査項目でも異なりますけれども、高い方ではございません。

健康づくりにつきましては、基本的には個人の健康への関心に負うところにより、主体的に行われるものと考えております。町では健康づくり啓発のため、各種健診や各健康教室などの予防重視の事業を実施するとともに、給付面では給付費削減のための医療費適正化事業等を行ってきております。

このような動機づけ事業における個人負担のあり方につきましては、一様に実施するのではなく、特定の方を対象にした場合などには、受益と負担のバランスを考えてお願いすることとしており、自分の健康は自分で守るという意識と応分の負担につきましては、既にコンセンサスを得ているものと考えております。

次に、3)の健康増進のために町民全体で取り組めるスポーツの普及の検討でございます。

スポーツには競技スポーツ、レクリエーションスポーツ、レジャースポーツなど、多種多様な分野、種目があります。また、生涯学習の観点からは、生涯スポーツが位置づけられ、その中ではニュースポーツの概念と種目が生まれてきており、本町でも、だれでもが楽しめるニュースポーツとして、グラウンドゴルフやインディアカ、そしてバウンドテニスなどの普及が図られ、関係団体が自主的に活動しております。

さらに太極拳、気功、ヨガ、エアロビクスなどの各種講座や水泳、ジョギング、ウォーキングの講習会など、それぞれの目的に合わせ開設し、健康づくりを推進してきております。

今後は、総合型地域スポーツクラブの設立も進められておりまして、春夏秋冬、老若男女のニーズに合ったスポーツの普及がさらに図られることとなりますが、まただれでもが手軽にできる体操なども既存のメニューと連携させながら、運動、スポーツを通した健康づくりとして推進してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私からは2の町の財政公表のあり方についてのご質問にお答えを申し上げます。

町の財政公表は、町民の皆様に納めていただいた町税等がどのように使われているかなど

を町財政状況の作成及び公表に関する条例第3条第2項の規定に基づきまして、毎年11月にお知らせをするものでございます。今回は平成19年度上半期の予算執行状況及び平成18年度決算について、回覧により全世帯へお知らせするとともに、当日にはホームページへの掲載をいたしました。

もっと簡略化し、全戸配布すべきとのご指摘につきましては、ただいまご質問の中でありましたとおり、毎年11月の広報の中で、前年度の決算について簡略してお知らせをしておりますが、今後も広報等で工夫をいたしまして、検討してまいりたいというふうにも思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で答弁といたします。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 再質問をさせていただきますが、まず答弁の順序によって質問させていただきませんが、まず町長は公用車は1台ということなんですけれども、我々から見れば、プリウスもクラウン、マジェスタも、いつも町長しか乗っていないんでないかなと思うんですけれども、どちらを公用車として称しているのかわかりませんけれども、やはり実質が問題でございまして、やはり財政をいかにして今、節約をして健全財政に持ってくるかという、そういう気構えというものをまず示していくためには、やはりクラウン、マジェスタというのは競売をして、そしてプリウス1本でいいというふうに私は思うんですね。そして、遠くへ行く場合は、プリウスで不十分だったらば車があるわけですから、なるべく今の地球環境のためにも省エネを図って、車などを使って行く。公共交通機関を使うというふうな、そういう姿勢をまず町民の前に示して、いろいろ町民にこれから協力を求めていくわけですから、みずからそのような決意が必要なのではないかということが第一でございまして。

入札については、実施をしていますという副町長の答弁だったんですけれども、私が先ほども触れましたように、4,000万を超える、例えばごみ収集というものが随契になっていますね。これはやはり幾ら何でも金額が大き過ぎる。そして、1個の仕事にしては大変荷が重いんでないかというふうに思うんですね。

ですから、これはやはり2つぐらいに地域を分けて、1つは今までの経緯もあるから、一遍に仕事をなくすというわけにいかないでしょうから、これは随契でやるとしても、半分だけは競争入札で実施をしていくということが、やはり財政の確立のためには必要なんではないかというふうに考えるわけです。

それから、健康づくりにおいて、私はせっかくつくったプールというものが、これはどういう意図で運営しているのかわかりませんが、これは観光施設ではないんですね。やはり町民の健康づくりが一番大事な使い道ではないかというふうに思うんですよ。だとする

ならば、やはり水泳教室等をやる場合、所定の切符を買って入ってくださいと、こう言うんですね。だけれどもやはり1回500円という使用料はちょっと教室に参加するにしても、なかなか一般のそういう人たちには荷が重いんですね。

ですから、こういう教室の場合などは入場券を買ってこいというのではなくして、やはり特別町はそういう教室に参加する人については、もう少し安く開放して、教室にもっともっと多くが参加できるように、最初のきっかけづくりが大事なんですね。そういうことで、プールというのはやれば楽しいんだはと。健康にいいんだはということを見せていくためには、やはりこれはもっと安く、できればただで開放して、そして教室に参加する人たちには、指定管理者にした場合は、維持管理も変わりますから、町で負担になるのかどうか分からないんですけども、その辺は業者との話もあるでしょうけれども、そういう形でもっとたくさんのそういう教室を数多く開催をして、もう少しプールというものを健康づくりのためにたくさんの人に利用させていく。そういう努力をやはり私はするべきではないのかというふうに考えるわけでございます。

それから、財政公表の問題でございますが、やはりこれでは今までのとおりやっていますということしか総務課長は言っていないんだよね。そうでなくて、やはり回覧であれほどの情報を読める人はいないんですよ、正直言って。そんなに一遍にあれだけを理解するんだったらば、本当に何も世話がないのであって、あれをやはり各戸配布にしないと、なかなかすっきり読めないわけですから、もう少しそこを配慮していただいて、だから、今言ったように、決算で公表する部分は何もいいと思うんです、それは省略をしても。決算の広報に載る以外の問題について、各戸配布をぜひしてほしいということを申し上げているのでございます。その辺をもう少し検討をいただきたいと思います。

以上です。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番議員の再質問にお答えいたします。

公用車の件でございますが、毎回、毎回車の話が出てくるわけでありまして。足かけ13年になる車でございますが、必要に応じて利用しているという状況でございます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 副町長。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） 13番議員の再質問にお答えいたします。

入札につきましては、これまでも厳正公平により厳しい姿勢で対応しております。随契の

お話もございましたが、県あるいは県内自治体の制度を調査研究いたしまして、それらを参考にしながら、先ほども申し上げましたように、町の実情に合った制度を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 13番議員の再質問にご答弁申し上げます。

町民プールを使った健康づくりということで、水泳教室の例をおっしゃられていると思うんですが、その受講料といいますが、使用料等につきましては、教育課と相談しながら、それらについて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再質問にお答えを申し上げます。

ただいまご質問ありました財政公表の中の戸別の配布というふうなことでございましたけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、回覧と、それからホームページの中ではすべての様式についてダウンロードをし、印刷もすることができます。そんな関係で、そちらが必要な方にはそちらの方をお願いをし、また総務課においていただければ、そちらの方の財政公表についてはお渡しもできていますので、これまでそういった中での全戸配布というふうなことはございませんでしたので、そんな中で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 何か余り前向きな答弁がないんですけれども、やはり町長は車のことを何回も言われると言うんですけれども、例えば駅東の破綻というものをどういうふうに考えて、どういう責任を感じているのかということを知りたいんですよね。中学校の前にあれほどの道をつくっておきながら、移転補償を払っておきながら、あの工事が今断絶をしているという状況はただごとではないんですよね。こういうものをもっと責任を感じたらば、公用車を2台使い分けて使って、そして1台ですなんて、実際は2台使っているんですよね。何と言う名目で使っているかはわかりませんが、実際は2台の公用車を使い分けているんです。そして、東京へ行くのだって、新白河まで送り迎えなどをさせているわけですね。何で自動車があるのに、ちゃんと連絡をとれているのにそういうことをやるのか。大変緊張感がないですね、財政に対するね。そういう面が大変残念だから、その象徴としてこの車の問題をいつも言うと言いますけれども、言わせてもらっているんです。

具体的に言います。4,000万円を超えるごみの収集業務の契約がなぜ随契なのかということです。50万を超えるものは競争入札をしなくてはならないと自治法に決まっているのではないですか。ただいろいろ監査請求が住民から出たときも、何かこれはごみの収集は例外的にそういうのはできるんだと。できるんだではなくて、町の財政がこんなに厳しいんだから、やはり入札をして一銭でも安くするべきだと。土建業者は今仕事がなく困っているんですよ。だれでもできる、あんなことは。車さえ買えば。新規参入できるんです。何でそういう道を開いて、仕事のない土木業者に半分やったらいいのではないですか。そして、少しでも町費を節約するというをやったらいいのではないですか。なぜできないのかということの説明、理解できませんよ、町民は、そんなことでは。

それから、健康づくり検討と言っているんですけども、やはりプール、これは教育課の方の関係になるんでしょうけれども、やはりどういうふうにプールというものを位置づけているのか。これほどの町費を投入しながら、町民は余り利用していないんですね。ずっと前に担当者は別な人のときだけでも、聞いたときには、利用者は8割は町外だということを書いてましたね。私もたまに行くんですけども、ほとんど町民の人に行き会わないね。知らない人ばかり。そういう状況の中で、あれほどの金をつぎ込んでいるんですよ。

だから、私はやはりこれを健康づくりのためにもっともっと活用すべきではないのかということは何回も言っているんですね。非常に不十分である。あれは観光施設ではないんですよ。やはりもう非常に派手にはつくって維持費はかかりますけれども、これは健康づくりのために活用しなかったら、あれほどの金を投入して、毎年あれほどの財政を出して、一体何のために町民にどういう形で役に立っているのかということをもう本当に真剣に考えて、反省をしていかななくてはならないと思うんですよ。そういう意味での検討とか検証が非常に私は不十分であるので、もう少し抜本的な改善をすべきだというふうに思います。

総務課長、総務課に来れば財政公表を出すというんですけども、あれは議会も研修は大事だと先ほど町長言ったんですけども、研修はしているんだけど、だれも言わないんですけども、例えば議会は、私は行かなかったんですけども、数年前に北海道のニセコに行って、ニセコの町長は今は民主党の比例議員で、衆議院議員になってしまったんですけども、そのニセコの元町長は徹底的に町民に財政を明らかにするんだということで、非常に努力をして、町民にそういう財政公表というものをわかりやすく、非常にだれにもわかるような方法で財政公表をつくって、各戸に配って、町民に理解を求めてきたというふうな、そういう実績を議会は研修してきたときにはだれも言わないから、私は行かなかったんですけども、そういう事例に倣って、町ももう少し一生懸命町民に今の財政をわかりやすく、だれにもわかるような実態を知らせて、そしてその上に立って、財政の再建が必要なんだということをやったり示していくべきではないかという、そういう意味での財政公表でありまして、ただ形

式的に配れば良いというのではなくて、町民がわかりやすいように編集をして、難しく書くのではなくて、だれでもわかるような、そういう財政公表をもう少し努力をして、各戸に配るべきではないか。役場に取りに来いと言っても、なかなかそういう人は余りいないんです、実際は。

だから、やはりそれは町の方で努力をするべきだと。町民に取りに来いとか、ホームページを使ってダウンロードするとかということ町民にばかり言っていくということは、今の民主政治とは言えない内容なんではないかというふうに、大変残念に思うわけでございまして、何か町民に知られてはまずいようなことでもあるのかなというふうにうたがいたくなってしまうので、そういうことではなくて、町民には何でもガラス張りにして、財政の中身を明らかにしていくんだという、そういう努力を町の執行はとるべきではないのかということ最後に申し上げて、再々質問を終わりたいと思います。

議長（仲沼義春君） 再々質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再々質問のお答えをいたします。

公用車と駅東をどう関連づけていくのか、もらえるのか理解に苦しむわけでございますけれども、駅東については、今担当課の方でこの事業をどうしたら実施できるか、いろいろ計画もし、また今年度の事業に向けて鋭意努力をしているところでございます。実施しないから、駅東の事業ができないからどうのこうのということではありませんけれども、何回も言ってきましたけれども、駅東をやることによって町が破綻してしまうと。結果的にはその責任は円谷議員がとっていただけるのであれば、駅東を実施することもやぶさかではありませんけれども、言うのは簡単でありますけれども、その財政をどうするかということがこの場でたびたび論じてこられたのではないのでしょうか。

それを駅東がどうのこうの、公用車がどうのこうのという話では全くないと思います。公用車は公務のために必要に応じて……

〔発言する者あり〕

議長（仲沼義春君） 静粛に。

町長（木賊政雄君） 2台はございません。あなたが勝手に決めつけていることでしょうか。そういうことでございますから、効率的に運営をしているということをたびたび申し上げているところでございます。あなたが勝手に思うのは自由でございますけれども、私は効率的に運用しております。

それから、プールについては、これもプール、プールでプール病になっているようでございますが、今までも健全な運営をして、そして指定管理者制度を導入をして、経費削減を図

っていると先ほど答弁したばかりではないでしょうか。そして、なおかつ教室を設けて、健康の維持増進を図るといふ事業もやっておりますし、そこにどんどん参加していただければいいんですよ。

ただ、無料にするとか、軽減をするとかとは先ほどまた財政と逆行する話ではないでしょうか。健康づくりは健康づくり、規律ある財政は財政と分けて考えなければいけないのではないのでしょうか。あなたは一緒に考えているのではないですか。自分のいいところだけをつまみ食いしてはいけないと思います。

〔発言する者あり〕

町長（木賊政雄君） 町民に予断を与えてはいけないと思います。しっかりとその辺は分けて話をしていただきたいと思います。静かにあなたは言えればいいのではないのでしょうか。何ですか、今の話は。

それから、ごみ収集の委託については、これも長い経緯がございまして、過去に説明もしてございます。適正に処理されていると思っておりますし、今後もその方法でやはり実施していかなければならないと、そのように受けとめているところでございます。

それから、もう1点、財政公表については、過去においては全戸配布をしていたときもあります。しかしながら、この全戸配布をしても、かなりの数がいわゆる戻ってきてしまうということであって、やはり区長さんの方から回覧にしてほしいという要望がございました。今のような形になっております。足りない部分については、先ほど課長が答弁したように、いかようにも対応してまいりますので、ひとつその辺についてもご了承、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

今 泉 文 克 君

議長（仲沼義春君） 次に、通告があります。8番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

8番、今泉文克君。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

8番（今泉文克君） 12月定例議会、我が町の最終質問になりました。

ことは春から穏やかな気候なのかなというふうにも思っており、また夏、暑い時期が過ぎて、そんなに大きな自然災害もなく1年を終わるのかなというふうにも思っております。外を見れば、穏やかな中でこの12月、収穫の秋も終わらして、いよいよもって19年も落ち着くかなというふうにも願っているものでございます。

先ほど来、国家の大きな問題、それから高所大所につきましては6名の議員中、5名の方がお話をされておりますので、私の方からは割愛させていただきます。

我が町は……。私の質問中でございますので、静粛にお願いいたします。町民100%の要望を満たすということはなかなか難しい。今の町づくりは一步不足した町づくりであるかなというふうにも思っております。

しかし、その一步を満たすために、町執行と私ども議会とは一丸となって努力をしなくてはならないなということを感じているところでございます。

そのような中でございますが、今回大きな題3点ほどを質問させていただくことに通告させていただきました。

まず初めには、境区の土地開発に関する諸問題の解決策についてでございます。私どもの鏡石町は交通の利便性、また9月14日から開通しましたところの高速スマートインターチェンジの開通、そのようなこともあり、非常に利便性のいい地域であり、町の立地条件としても風水害も少なく、非常にいい町であるというふうに思われ、当初は我が町も人口2万人を目指す町づくりを計画したところでございます。しかし、少子化や、あるいは経済動向の変化によりまして、目標を1万5,000人に変更して、今歩んでおります。すばらしい町であるというふうにも近隣の市町村からお話しされており、大変誇りにも思っているところでございます。

しかし、近年、そのような鏡石町でありながらも、町民から町への訴訟あるいは調停が発生している点が上がっております。これらについては、議会に対しても執行の方から何度か細部説明をいただき、あるいはその問題解決に向けて議論をしておったところでございます。

通告しております問題点につきまして、1つは、境土地区画整理組合、境栄の里とも言われており、新しい我が町の町づくりの見本的な場所でもあるかというふうにも思っております。この中で、過日、11月の全員協議会におきましては、境土地区画整理組合財政支援依頼なるものが町の方にも出されたということを説明を伺っております。今後、これらの事業終結に向けた資金によりますと、担当理事であります方々7名、それから土地の住宅の所有者である方々の賦課金、そして町の方に対しても1億2,000万ほどの町助成金という要請が出たところでございます。これらの細部につきましては、これから多くの場で説明をいただき、あるいはどのような形が一番よろしいのか多くの議論をしなくてはならないというふうにも思います。

この計画の中では、トータルしますと、現在4億9,000万の財源が不足しているというふうな数字が見られます。それらを考えますと、この大きな境栄の里につきまして、いろいろな部分で検討せざるを得ないと。事業変更にしましても、平成9年に事業計画変更が第1回

目あり、その後12年の2月、第2回、そして3回が16年の9月ということで、事業計画の変更をたびたび重ねてきたところでございます。その都度この事業計画変更の方を県及び関係機関に提出し、承認をもらい、そして今日まで歩んできているというふうに思います。その変更してきた部分に対して、計画が実施されているか否かということの確認というものが非常に見えない部分が私どもにもあるところでございます。

また、私どもこの問題につきましては、関東圏あるいは隣県の山形とか、そのほか関係する市町村の同じような開発地域の研修も、政務調査会なりそのようなところでたびたび研さんをしてきたところでございます。それらの町村からのお話をまとめますと、非常に鏡石のこの境区土地開発は減歩率が低かったのではないかというふうな意見も聞かれました。いろいろその原因はあるのかとは思いますが、これらの解決に向けて、これから山積された問題を多くの方々と解決していきたいというふうに思っております。

私ども議会としましては、平成17年の9月に陳情が出されまして、それらに対するバックアップをすべきだということで採択もしたところでございます。今後それらの解決に向けて町の対応策はどのように考えておられるか、進めていくのかをお尋ねさせていただきます。

2つ目は、昭和61年度から分譲しておりますところの境西住宅地の埋立地の不同沈下に関する件でございます。

ここは私ども議員になる前に以前にも沈下があり、全面改修も実施したというふうにも伺っております。また、平成16年3月31日には、同じ境の85番から不同沈下に係る訴訟が行われ、その和解もしたところでございます。また、ことしの春、3月20日には同じ境85番の地区から新たにまた不同沈下に係る損害賠償請求が提出され、現在それらについて弁護士の方のお骨折りをいただきながら、解決に向けて歩んでいるところでございます。

昭和60年代、町の大きな事業として、これは開発分譲した地域でもあり、当然のことながら、町にももしかしてそれが造成工事の不備であった場合には、事業責任も生じているというふうにも考えます。よって、この地帯一帯の原因と対策はどのように考えておられるのかを2点目はお尋ねいたします。

3点目は、平成9年6月に不動産会社が実施しました境工業団地から境の145番地に向けた306メートルにわたります道路の水道管の埋設、給水管の所有権に関する損害賠償請求調停の件でございます。

私は、この通告では訴訟というふうに記載してしまったところでございますが、これは損害賠償請求調停というふうに訂正をさせていただきます。訴訟はされておられませんので。

それで、9月議会の専決処分でも、この弁護士費用としまして18万4,000円ほどの補正をとったところでございます。担当課から、9月にこれらにつきましても、原因等について説明をいただいたところでございますが、その後の状況あるいはまた原因として新たにわかる

ようなことがありましたら、それらについてもお尋ねさせていただきます。

それでは、4点目になりますが、以上、今までこの3点の訴訟を含めたところの調停が発生しております。これは町が執行した事業にかかわることが原因であるというふうな部分も一部考えられます。よって、これらの町の業務執行責任も私は生じてきているのかというふうにも思います。

この点に対して長はどのように考えているのか。また、それらの業務管理の改善策は考えているのかをお伺いしまして、大題の1点目の質問を終わります。

大題の2点目、町各種事業に対費用効果の向上策はあるのかということでお伺いさせていただきます。

非常に財政厳しいというふうなことが何回も発言されており、また、答弁もされております。確かに今の時代、いろいろ厳しい部分もあるところでございます。そのときに新たな設備投資なり、あるいは経費をかけてやることも大変ではあるかと思いますが、むしろ現状の置かれている町の運営において、経費節減あるいは過去に実施しました大きな事業に対する対費用効果の結果はどうであったのかということがどの程度検証されているのか、それらに関して質問させていただきます。

1つは、鳥見山公園あるいはそれらに及ぶ各運動施設が整備されて、県内でもすばらしい総合運動公園として運営されております。過日にも牧場の朝の駅伝があり、そしてまた県の縦断駅伝があり、たくさんの関係者の方々がそこで汗を流し、あるいは集ったところでございます。子どもよそに誇れる立派な施設であるというふうに自負もしているところでございます。そのほか構造改善センター、そして図書館等も我が町の重要な施設の一つでございます。近年のこの大きな設備投資というものの町事業の中での運営状況は、現況はどのようになっているのでしょうか。これらの運営の改善策計画というものはお持ちなのでありますか、その辺をお伺いします。

先ほど円谷寛議員からニセコ町の予算書配布の件について、だれも聞かないということでお話があったということですが、あの予算書の中には確かに事業の細部にわたって町民に説明をしております。私も二、三年前には一般質問の中でその予算書を町内でやるのかということをお席で発言をさせていただいて、議員として発言もしております。その辺を強く申し上げておきます。そのように、改善策も必要でございます。

そのほかソフト事業としましても、町は国際化及び交流事業としまして、たくさんの事業を実施しております。牧場の朝、岩瀬牧場、オランダ祭り、このようなことで非常に国際化が進み、また語学指導等、外国青年招致や、あるいは児童国際化推進事業等も導入をし、外国青年が日本に、鏡石を居住をされて、多くの児童・生徒たちと触れ合い、その生の英会話をしているところでございます。

そんな中ですが、平成3年から国際的視野と感覚を養う町民育成ということを目標にしまして、平成13年まで9回、180名の方々が参加しましたところの町づくり農・商・工の産業振興、福祉と環境、教育と文化等の目的を持ってウイング21が実施されたところでございます。本議場の中にもこれにかかわり、多くの海外の実情を研修した方々もおおいでになると思います。

それから、中学2年生におきましては、海外文化学習事業として毎年カナダにホームステイあるいは異文化の研修に参加しております。この感動と異文化を体験して、感性の強い中学2年生の生徒たちの今後の成長を大変期待しているものでございます。

しかし、ウイング21あるいは海外文化学習事業に参加された方々の実施後の町づくり及び人材育成、この方々の成長を図るためのそういう結びつきがなかなか見えていないような気がします。確かに各課で実施しており、その目的は大部分達成されているかと思いますが、しかし、これらについての横の結びつきとか、それからこういうふうな部分をどうセットアップしていくんだというふうな部分の構築がされていないような気がしてなりません。

平成11年12月の議会でも同じような質問をさせていただきました。そのときのご答弁では、ウイングにつきましては、この研修の目的は広く町民の方に外国の文化に触れてもらい、国際化に対応できるような人になってもらうことを主たる目的としておりました。その後、2001年区切りのついた段階で、その後どういう形にするかご協議をしてみたいと、このように考えているところでございますと、参加者のOB会の結成あるいは参加者の発表会等の行事も今後も検討してみたいと思いますというふうに執行の方からは答弁をいただいているところでございます。

しかし、今日までそれらについての具体的な姿がちょっと私には見えてきておりませんので、それらの経過と今後の施策及び対象者、ウイング海外文化学習事業に参加者の町事業への参画を考えているのかどうかお伺いさせていただきます。

それから、大題3点目になります。

公有財産の効率的運用を図る政策推進状況はということで記載させていただきました。今、我が町は行財政改革の進行中で、何度も総務課の方からは集中改革プランの説明あるいは実施状況等についてお伺いし、一つ一つ改善され、また年度別にもそれらに向けて歩んでいるというふうに感じております。大変私は評価しているところでございます。

しかし、今、町の中で先日も全協の中でお話があったところでございますが、消防団の第一分団の屯所の土地の件につきましては、19年度の年度当初は買収ということで行っただんですが、なかなか地権者との接点がうまくいかず、19年度の来年の3月の31日をもって返還し、新たな方向で歩むということにもなっております。そうしますと、この我が町が相当財産を所有をしており、中には遊休的なものもあるのかなというふうにも思います。

また、岡ノ内の元交番跡の売却も何年か前から話をしておったところでございますが、それらについては該当者というのですか、購入希望者がなく、まだ町が保有している状況でございます。4車線化も絡むから、まだはっきりした点がないのかと思いますが、そういうふうなことを踏まえたときに、1)として、町は公有財産の売却を含めたところの計画、そして現状はどうなっているのか。あるいはそのほかの公有財産の運用策は考えておられるのか。何カ所か空き地とかもあり、あるいは運用されていない土地もあるというふうにも聞いておりますので、それらについてお伺いさせていただきます。

2)は、町の公有財産中、遊休財産の売却計画の土地を早期に売却して財源にすべきであるが、その内容はというふうなことで、類しますが、同じようなことでございます。

あと3)は、町の関係する公共あるいは町有施設でございますが、これらについては町の土地にあるもの、それから大部分が借地になっているかと思えます。借地がある場合、毎年予算書あるいは決算書等で見させてもらっているところでございますが、なかなか地代というものが大きな額になってきておると。なのであれば、これはできれば借地で事業をやるよりも、購入して使える場所にできるだけ施設をつくった方が、10年間くらい積算しますと、はるかに有利な場所が数多く見られるところでございます。それらの町が有する公共施設の公民館あるいは遊園地等幾つかありますが、多くの借地数はどのくらいあるのか。それはまた面積は、あるいは借地料の明細、高額なものから安いものもあるかと思うんですが、それらはどんなふうになっているのかをお伺いさせていただきます。

それから、この借地の場所によりましては、地方の地価下落が長く続いておりますが、町は借地料の見直し等を、あるいは条件変更等を図りながら改善計画を進めているのかどうかと思えますが、その辺をお伺いさせていただきます、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 8番、今泉文克議員の質問にお答えいたします。

1番の境区土地開発に関する諸問題の解決策について、1)の境土地区画整理組合の現状と今後の町の対応策はどのように進めていくのかのお尋ねでございますが、境土地区画整理組合は平成4年に設立されて以来、当該事業地区の地域開発と町づくりに大いに寄与してきたところであります。折からのバブル崩壊と、地価の大幅な下落等によりまして、債務超過の状態となり、財政的な窮地に陥っております。そのために組合は各種の対策を講じられておるところであります。このたび具体的には事業終結に向けまして、組合定款の変更と賦課金徴収、金融機関債権放棄、そして町財政支援を柱とした財政再建案をまとめられました。

このたびこうした計画に基づき、昨年6月、町議会定例会におきまして採択されました当該組合への財政支援を踏まえ、町に対し1億2,000万円の助成金要望書が提出されました。過般の全員協議会においてご説明をしたところでございます。

町といたしましては、土地区画整理法に基づく組合施行による土地区画整理事業は、住民と行政、協働の町づくりとして、地域開発の有効な手段であると考えており、将来の税収効果もあわせまして、総合的に判断し、支援してまいりたいと考えております。

それから、4)のこれらを含めて町の執行業務責任について、長の責任、考えはということでございますが、当然責任は最高責任者である私にあります。しかし、町のみで到底遂行は困難であるために、ラインがあって、スタッフがあるわけでございます。これらの業務改善策については、これからの事業執行について、今まで以上に法令を重視し、説明責任を明確にして、細心の注意を払い、職員に対して報告、連絡、相談等の徹底を図り、問題の解決に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

私からは以上でございますが、そのほかの質問については担当課長等からお答えをいたさせます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 8番、今泉文克議員の質問に対してお答え申し上げます。

2番の各種事業の対費用効果の向上策についてというようなことでございます。現在、体育施設の総利用者数の状況を見ますと、平成15年度に21万2,000人ございました。これに対して、平成18年度は16万8,000人ということで、施設によって出入りのあるものの、全体的に減少傾向にございます。

また、図書館についても、周辺市町村に近年図書館が整備されたことなどもあり、若干の減少傾向にあります。

運営改善計画につきましては、今年度図書館の運営改善計画書を作成していただきまして、順次改善できるものから実施していく考えでございます。

また、町民プールについては、平成19年度から指定管理者による運営となったことから、運営を円滑に進めるため、指定管理者、行政関係者、利用者等による運営協議会を4月に設置しまして、利用向上等について検討しているところでございます。

その他の体育施設については、現在、運営改善計画等は作成しておりませんが、随時、利用者、関係機関団体と協議をしながら運営改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、町派遣事業、ウイング21と中学生の海外文化学習事業についてでございますけれども、町の派遣事業として、中学生を対象に平成8年度から実施しております海外文化学習事業については、これまで中学生234名をカナダに派遣し、一般町民を対象としたウイング21

事業については平成3年度から平成13年度に、ヨーロッパを中心として183名を派遣してまいりました。いずれの派遣事業も語学研修や国際化時代に対応できる国際的感覚、視野を備え、地域活性化の人材育成を目的にして実施しております。

ご質問の事業実施後の施策、参画を考えているかということでございますけれども、派遣の目的、派遣の成果として、日本にない生活文化、環境に関する考え方や自然との共生など、学びとったものは幾つもあると考えております。中学生を対象として海外文化学習事業においては、生徒の将来の職業選択への影響やホームステイにおける学校で学習した英語を試すなど充実した学習となっております。この事業によって学んだことが生きる力の育成に役立つものと考えております。

ウイング21事業については、参加された皆さんが参加者同士の交流会、また町づくりグループを結成するなどして、地域づくりのため、ご協力をいただいているところでございます。

以上、私の方からの答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 8番議員の質問にお答えを申し上げます。

私からは1の2)の昭和61年より町が分譲販売した境西の住宅地の埋立地盤沈下が発生し、町は改修工事費負担や訴訟があり、その原因や対策はというご質問でございますが、町は改修工事費負担や訴訟があり、その原因、対策については、現在、福島地方法裁判所郡山支部におきまして、これまで5回の口頭弁論を重ねてきております。係争中の事案であるために、内容につきましては説明を差し控えさせていただきたくご理解をお願いしたいと思います。

次に、大きな3番の公有財産の効率的運用を図る政策推進状況はの1)町は、行財政改革の中で、公有財産の売却を含めた運用策を計画し、実施も進めているが、現状と今後の具体的な方策はどのようになっているか。及び2)の町公有財産中、売却計画の土地を早期に売却し、財源とすべきであるが、その内容についてでございますが、町有財産につきましては、平成18年度末で公有財産の土地として約66万平米ほどを所有してございます。このうち宅地として売却可能な土地につきましては、ご承知のとおり、境土地区画整理地区内にあります4区画、1,576平米、それからご質問にありました旧駐在所跡地270平米、それから旧前山町営住宅跡地4,338平米が大きなものでございます。町といたしましては、公募、抽せん方式等によりまして、積極的な販売活動を推進してきておりますけれども、今後も継続してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、3)の町有施設等の借地内容はというふうなことでございますが、こちらにつきましては、集会施設用地としては8件、全体で面積では約6,700平米ほどでございます。賃借料は、そのうち約215万ほどでございます。

それから、駐車場用地としては3件ございまして、面積といたしますと約2,900平米ほどでございます。賃借料にしましては、61万ほどの金額でございます。

それから、水道施設用地の件がございまして、こちらにつきましては13件ございまして、面積にしまして3,500平米ほどでございます。賃借料では73万ほどでございます。

また、圃場の借り上げとして1件ございまして、面積では3,200平米ほどございまして、10万円というふうなことでございまして。

また、4)の借地料の見直しを図り、経営改善を進めるべきというふうなご質問でございますが、契約期間につきましては15年から30年で、借地料につきましては3年更新で契約を進めておりまして、契約の規定に従いまして進めていきたいというふうにご考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長(仲沼義春君) 上下水道課長。

[上下水道課長 小林政次君 登壇]

上下水道課長(小林政次君) 8番議員の質問にご答弁申し上げます。

大きな1番の3)境工業団地より分水した上水道の農道埋設調停の現況と原因はでございます。

19年7月に調停申し立てがありまして、現在まで2回の調停が開かれました。第1回は9月でしたが、申立人と町がお互いの主張を述べたにとどまりました。第2回は11月に開かれ、申立人が町に請求すべき金員の見直しを行い、アパート分を半額にした金額の要求がありました。町は所有権が町にあるため、金員の支払いには応じられないと主張しました。それで、両者とも歩み寄りが見られないため、調停による合意は困難と判断する。よって、調停は不成立とするとの裁判官の宣言があり、現在に至っているものであります。

原因としましては、申立人の特記事項は有効であるに対しまして、町側の申請書に記載されているとおり、町道等に埋設されている給水装置等は町の所有権であるとの解釈の相違であると思われまして。

以上、答弁といたします。

議長(仲沼義春君) 8番、今泉文克君の再質問の発言を許します。

[8番 今泉文克君 登壇]

8番(今泉文克君) 境区についてはやったもののことではなくて、早い話が戦後処理ということで、かなり以前からのものを今解決するということで、それを根掘り葉掘り本当に土を起こしながらやっていきますから、町としても大変なことだなというふうにも思われます。ただいま関係課の方からもそれらの対策、対応等につきまして、今後の方策も答弁があったところでございます。しかし、これらは町に住んでいる方からの訴訟なり調停でございます。

から、できるだけ早い時期にこういう問題が解決するように望むところでございます。

それで、町として町長の方からも、長がトップの責任であるというふうに責任感強いお言葉をいただいたところでございます。代理の方もおられ、あるいは業務執行に当たる担当課の課長もその辺が大変なところかと思うんですが、一番この担当課がお骨折りをいただかなくてはならないと思います。

しかし、これは関係する方々にとりましては、いち早い解決を望んでいると思いますから、事務処理上の中で進めていくと。それで、境は新しい町づくりの模範となるべき住宅地域でもありますから、今後、駅東開発等の大事業を控えておる我が町としては、こういう諸問題をいち早く解決して、長引くことは好ましくないと思いますので、早急な解決を進めるべきだろうというふうに思います。ただいまの答弁より強く求めるものでございます。それは答弁は必要ございません。

それで、各種事業の対費用効果の点でございしますが、鳥見山公園とか、すばらしい施設がある。本当に国体で使われる立派な施設もあるというふうなことで自慢しているということは先ほど言ったんですが、かなり維持管理費がかかっております。町の公共施設でもありますから、これはなかなか難しいのかとは思いますが、陸上競技場あるいは野球場とか、ああいうふうなところに企業からのスポンサー名を入れた看板等の設置をすることはどうなのかというふうにも考えられますが、それは町の施設だから無理だということになれば、なぜ無理なのか、その辺も検討していきながら、スポンサー企業を設けて、そこから少しでも宣伝料を取って運営費の足しにしていければというふうにも考えるところでございますが、その辺は無理であるのか、どうか重ねてお伺いします。

また、鳥見山公園の南側に、アヤメを植栽して、今造設しているところでございますが、ただいまの総務課長の借地の答弁の中にもあったところでございますが、ただ、あそこは私ら実際歩いてみると、アヤメの畑がだんだん立派になってくるといいうふうになってきますと、特にアヤメ祭りのときはそうだったんですが、道を挟んで向い側にあるというふうなことで、やはり人の往来が出てくるんです。そうすると、駐車場があって、人が横ぎるといいうふうになってくると、逆にあれは危険というんですか、公園の中で子供たちがはね回っている場所の中に道路が真ん中に通っているというのは、どうも余り私としては好ましいことではないのではないかなと。事故でも起きたら大変だなというふうにも考えられます。

逆にそうであれば、北側の道路にかかわりのない部分の田んぼの方が、アヤメを植栽するのであれば適切であったのではないかなというふうには、今になってからでは遅いかもしいのですが、道路横断の安全性と管理する場合とを踏まえたときのことを考えて、その辺はどんなふうにご検討おられるのかというふうにお尋ねさせていただきたいと思います。

あと、プールについては運営協議会なるものを設置して、今やっておられるところでござ

いますが、先ほど言いました施設だけでなく、たくさんの町の管理業務があると思いますが、それらに対しても町が運営する施設ではありますが、町がそれらについてどうのこうのというふうなことは確かに行政サイドからは必要なんですが、ただ、改善点とか疑問点とか、あるいは費用削減等については、逆にそれを利用する町民の方々あるいは識見のあるの方々による検討委員会なるものを設置して進める方がむしろもっと早い時期に別な視点から意見が聞けるのではないかなというふうに思いますので、それらについての検討委員会というものを設置する考えはお持ちになれないかどうか重ねてお伺いさせていただきます。

あと、ウイングと海外学習文化につきましても、幾つかの部分での組織立った動きはございますが、ウイングはもう13年に閉じられて6年を経過して、183名の方々の中には全然町づくりにも参画できない方もいるかとも思います。そういうことを考えると、熱いうちに、特に子供さんの海外文化学習事業等につきましては、受けた感じが強いうち、まだ残っているうちに本人もそういう組織づくりの中に誘導していく。あるいはウイングもそういうものをつくっていく。そしてそれを地域の中に、あるいは周辺の方々に波及させるというふうなことも私は必要であるというふうに思いますので、その辺も重ねてお尋ねさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 8番、今泉文克議員の再質問についてお答えしたいと思います。

最初、運動施設にいわゆる冠企業をすることについてでございますけれども、全国的に見ると、かなりのところでそういった事例があって、隣の宮城県でも野球場にそういった企業の名前があって、それを収入源として運営しているというようなところもありますので、その辺、果たしてこの規模の町村でできるかどうか。それから、そういったニーズがあるかどうか、それから全国的な動向として、結構そういったところもありますけれども、なかなか集まらないというところもありますので、もしできればその辺は検討してまいりたいというふうに思っております。

2番目のアヤマ園場の問題については、私どもの方でちょっとないんですが、子供たちがあわせて運動場といいますか、公園と園場も見るとというような場所の中で、果たしてそこがという指摘がありますので、その辺は関係課の方とよく協議をしていきたいなというふうに思っております。

それから、プールの運営について改善策を申し述べられるように、一般町民の方を入れて検討委員会なるものを設置したらどうかというようなお話がありました。プールについては利用者も含めた運営協議会というのをこの4月に立ち上げたばかりですので、運営協議会の中でその辺ができるかどうかということもまだ1年たっておりませんので、その中で町民の

意向も吸い上げるというようなことができるかどうかちょっと検討しまして、対応してまいりたいと思っております。

それから、海外に参加された方が町のいろいろな事業、施策に参画するというようなことでございますので、この辺については、一つにはこういう事業等を実施しているというような前もっての周知も含めて、ぜひとも参加してもらおうような形での努力はしていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 8番、今泉文克君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで、議事運営の都合で暫時休議をいたします。

休議 午後 3時15分

開議 午後 3時25分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） ここで、議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） ただいま別室におきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、報告させていただきます。

本日3日目の一般質問が終わりましたので、あす以降の議事日程を繰り上げてやることに決定いたしました。

第3回鏡石町議会定例会議事日程〔第2号の追加1〕、平成19年12月6日木曜午前10時開議。

日程番号、件名の順で読み上げます。

第1、一般質問。ただいま終わりました。

第2、請願・陳情について、各常任委員長報告。

第3、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

以上を本日の議事日程として追加いたします。

よろしく申し上げます。

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議会運営委員長の報告のとおり、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することに決しました。

常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、
採決

議長（仲沼義春君） 日程第2、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、7番、柳沼俊行君。

〔総務文教常任委員長 柳沼俊行君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 柳沼俊行君） 平成19年12月6日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。総務文教常任委員長、柳沼俊行。

陳情審査報告書。本委員会は、平成19年12月4日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第88条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、平成19年12月5日、開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時25分。出席数、委員全員。開催場所、第一会議室。説明者、教育長、教育課長、総括主幹兼教育グループ長、総務課長、主幹兼総務グループ長、主幹兼企画財政グループ長。

付託件名。陳情第2号 成田幼稚園の存続を求める陳情。陳情第5号 「非核日本宣言」を求める意見書の採択についての陳情。陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める陳情。

審査結果。陳情第2号は、採択すべきものと決した。陳情第5号は、採択すべきものと決した。陳情第6号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第2号は、担当課の意見を聞き、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第5号は、担当課の意見を聞き、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第6号は、担当課の意見を聞き、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 次に、産業厚生常任委員長、5番、根本重郎君。

〔産業厚生常任委員長 根本重郎君 登壇〕

5番（産業厚生常任委員長 根本重郎君） 平成19年12月6日、鏡石町議会議長、仲沼義

春様。産業厚生常任委員長、根本重郎。

陳情審査報告書。本委員会は、平成19年12月4日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所。

平成19年12月5日、午前10時、午前11時35分、委員5人、議会会議室、説明者、都市建設課長、事業グループ長、保健福祉課長、主幹兼福祉グループ長。

付託件名。陳情第3号 鏡田40号線道路改良に伴う中堀水門の設置に関する陳情。陳情第4号 「公的保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」を求める意見書提出の陳情。

審査結果。陳情第3号は、採択すべきものと決した。陳情第4号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第3号は、担当課の意見を聞き、審査の結果、挙手多数により採択すべきものと決した。陳情第4号は、担当課の意見を聞き、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（仲沼義春君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

陳情第2号 成田幼稚園の存続を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第3号 鏡田40号線道路改良に伴う中堀水門の設置に関する陳情の件を採決い

たします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第4号 「公的保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」を求める意見書提出の陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第5号 非核日本宣言を求める意見書の採択についての陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（仲沼義春君） 日程第3、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午後 3時36分

開議 午後 3時37分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の追加

議長（仲沼義春君） ただいま意見書案3件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案3件を日程に追加して議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案3件を日程に追加して議題とすることに決しました。

意見書案第3号及び第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第4、意見書案第3号 「非核日本宣言」を求める意見書（案）から日程第5、意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める意見書（案）の2件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 平成19年12月6日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める意見書（案）。

子どもたちの豊かな教育……

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（柳沼俊行君） 朗読省略の発言がありますので、朗読を省略させていただきます。

このような理由から、下記の事項の実現について、以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記。

- 1．義務教育費国庫負担制度を堅持すること。また、国負担率の2分の1に復元すること。
- 2．きめの細かい教育の実現のために、教職員定数の改善を実施すること。そのための財源の確保・充実を図ること。
- 3．子どもたちに安心・安全な学校生活を保障し、また、学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実を図るため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

平成19年12月6日、鏡石町議会。

総務大臣、増田寛也様、財務大臣、額賀福志郎様、文部科学大臣、渡海紀三朗様。

もう1件ございます。

平成19年12月6日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

「非核日本宣言」を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書が前後しましたが、失礼します。

意見書案第3号 「非核日本宣言」を求める意見書（案）。

核兵器のない世界を……

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（柳沼俊行君） 朗読省略の声がありますので、省略をさせていただきます。

よって、国においては、「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の厳守」をあらためて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、非核日本宣言として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月6日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、福田康夫様、外務大臣、高村正彦様。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認め、直ちに採決を行います。

意見書案第3号 「非核日本宣言」を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第6、意見書案第5号 公的保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書（案）を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 平成19年12月6日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、根本重郎、賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

公的保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第5号 公的保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書（案）。

急激な少子化の進行、児童虐待など子育ての困難が広がる中で、安心して子どもを産み育

てられる環境の整備が切実に求められており、保育・学童保育、子育て支援への期待がかつてなくて高まっている。

〔「朗読省略」の声あり〕

5番（根本重郎君） よって、関係機関において、下記事項の具体化を図るよう強く要望する。

記。

- 1．現行保育制度を堅持・拡充し、直接入所方式や直接補助方式を導入しないこと。
- 2．保育所最低基準、幼稚園設置基準を堅持し、抜本的に改善すること。
- 3．保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
- 4．子育てに関わる保護者負担を軽減し、労働時間の短縮など仕事と子育ての両立のための環境整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月6日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、福田康夫様、財務大臣、額賀福志郎様、厚生労働大臣、舛添要一様、少子化対策担当大臣、上川陽子様。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認め、直ちに採決を行います。

意見書案第5号 公的保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（仲沼義春君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

町長あいさつ

議長（仲沼義春君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

第3回鏡石町定例議会において、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議いただき、いずれも原案どおり全議案について承認、議決を賜りましてまことにありがとうございます。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

師走の何かと慌ただし季節となり、寒さも一段と加わってまいりました。議員の皆様にはご自愛をいただき、ますますご健勝にて、ご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（仲沼義春君） これにて第3回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時50分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成19年12月 6日

議 長 仲 沼 義 春

署 名 議 員 菊 地 栄 助

署 名 議 員 小 貫 良 巳

署 名 議 員 円 谷 寛

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	3
報告第 13号 専決処分した事件の承認について.....	3
議案第 13号 政治倫理の確立のための鏡石町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	5
議案第 14号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について.....	6
議案第 15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	7
議案第 16号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	8
議案第 17号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について.....	9
議案第 18号 町道路線の認定について.....	14
議案第 19号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算(第4号).....	15
議案第 20号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号).....	18
議案第 21号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第2号).....	19
議案第 22号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号).....	21
議案第 23号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号).....	22
議案第 24号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号).....	24
議案第 25号 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号).....	27
議案第 26号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3号).....	29
請願・陳情文書付託表.....	31

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第13号	専決処分した事件の承認について	19.12.4	承認
議案 第13号	政治倫理の確立のための鏡石町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19.12.4	可決
議案 第14号	鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	19.12.4	可決
議案 第15号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19.12.4	可決
議案 第16号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19.12.4	可決
議案 第17号	鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	19.12.4	可決
議案 第18号	町道路線の認定について	19.12.4	可決
議案 第19号	平成19年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)	19.12.4	可決
議案 第20号	平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	19.12.4	可決
議案 第21号	平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第2号)	19.12.4	可決
議案 第22号	平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)	19.12.4	可決
議案 第23号	平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)	19.12.4	可決
議案 第24号	平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	19.12.4	可決
議案 第25号	平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	19.12.4	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第26号	平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3号)	19.12.4	可決
日程 第19号	福島県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙	19.12.4	
意見書案 第3号	「非核日本宣言」に関する意見書(案)	19.12.6	可決
意見書案 第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める意見書(案)	19.12.6	可決
意見書案 第5号	公的保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書(案)	19.12.6	可決

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第 2 号	成田幼稚園の存続を求め る陳情		成田幼稚園保護 者会 代表 関根 敏幸	総務文教 常任委員会	採 択
陳情第 3 号	鏡田40号線道路改良に伴 う中堀水門の設置に関す る陳情		高久田区長 石井 清司 館ノ内開田組合 代表 味戸 正義	産 業 厚 生 常任委員会	採 択
陳情第 4 号	「公的保育制度の堅持・ 拡充、保育・学童保育・ 子育て支援予算の大幅増 額」を求める意見書提出 の陳情		福島県保育連絡 会 世話人代表 大宮 勇雄	産 業 厚 生 常任委員会	採 択
陳情第 5 号	「非核日本宣言」を求め る意見書の採択につい ての陳情		原水爆禁止福島 県協議会 代表理事 平島 精一	総務文教 常任委員会	採 択
陳情第 6 号	義務教育費国庫負担制度 の堅持と教育予算の充実 を求める陳情		福島県教職員組 合 中央執行委員長 浦井 信義	総務文教 常任委員会	採 択